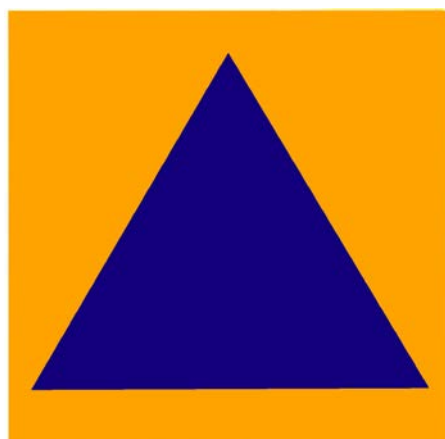


中央区国民保護計画



平成19年3月
(平成28年4月変更)
中 央 区

目 次

第 1 編 総 論

第 1 章 中央区の責務、計画の位置づけ、構成等.....	5
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針.....	7
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等.....	9
第 4 章 区の地理的、社会的特徴.....	11
第 5 章 中央区国民保護計画が対象とする事態.....	13

第 2 編 平素からの備え

第 1 章 組織・体制の整備等.....	18
第 1 区における組織・体制の整備.....	18
第 2 関係機関との連携体制の整備.....	22
第 3 通信の確保.....	26
第 4 情報収集・提供等の体制整備.....	27
第 5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備.....	34
第 6 研修及び訓練.....	36
第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え.....	38
第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備.....	44
第 4 章 国民保護に関する啓発.....	46

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	48
第 2 章 区対策本部の設置等.....	50
第 3 章 関係機関相互の連携.....	58
第 4 章 国民の権利利益の救済に係る手続.....	63
第 5 章 警報及び避難の指示等.....	65
第 1 警報の伝達等.....	65
第 2 避難住民の誘導等.....	68
第 6 章 救 援.....	84
第 7 章 安否情報の収集・提供.....	89
第 8 章 武力攻撃災害への対処.....	92
第 1 武力攻撃災害への対処.....	92
第 2 応急措置等.....	93
第 3 生活関連等施設における災害への対処等.....	99
第 4 N B C 攻撃による災害への対処等.....	100
第 9 章 被災情報の収集及び報告.....	103
第 10 章 保健衛生の確保その他の措置.....	104
第 11 章 国民生活の安定に関する措置.....	106

第 4 編 復旧等

第 1 章 応急の復旧	107
第 2 章 武力攻撃災害の復旧	108
第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等	109

第 5 編 大規模テロ等（緊急処理事態）への対処

第 1 章 初動対応力の強化	111
第 2 章 平時における警戒	113
第 3 章 発生時の対処	114
第 4 章 大規模テロ等の類型に応じた対処	117

資 料 編

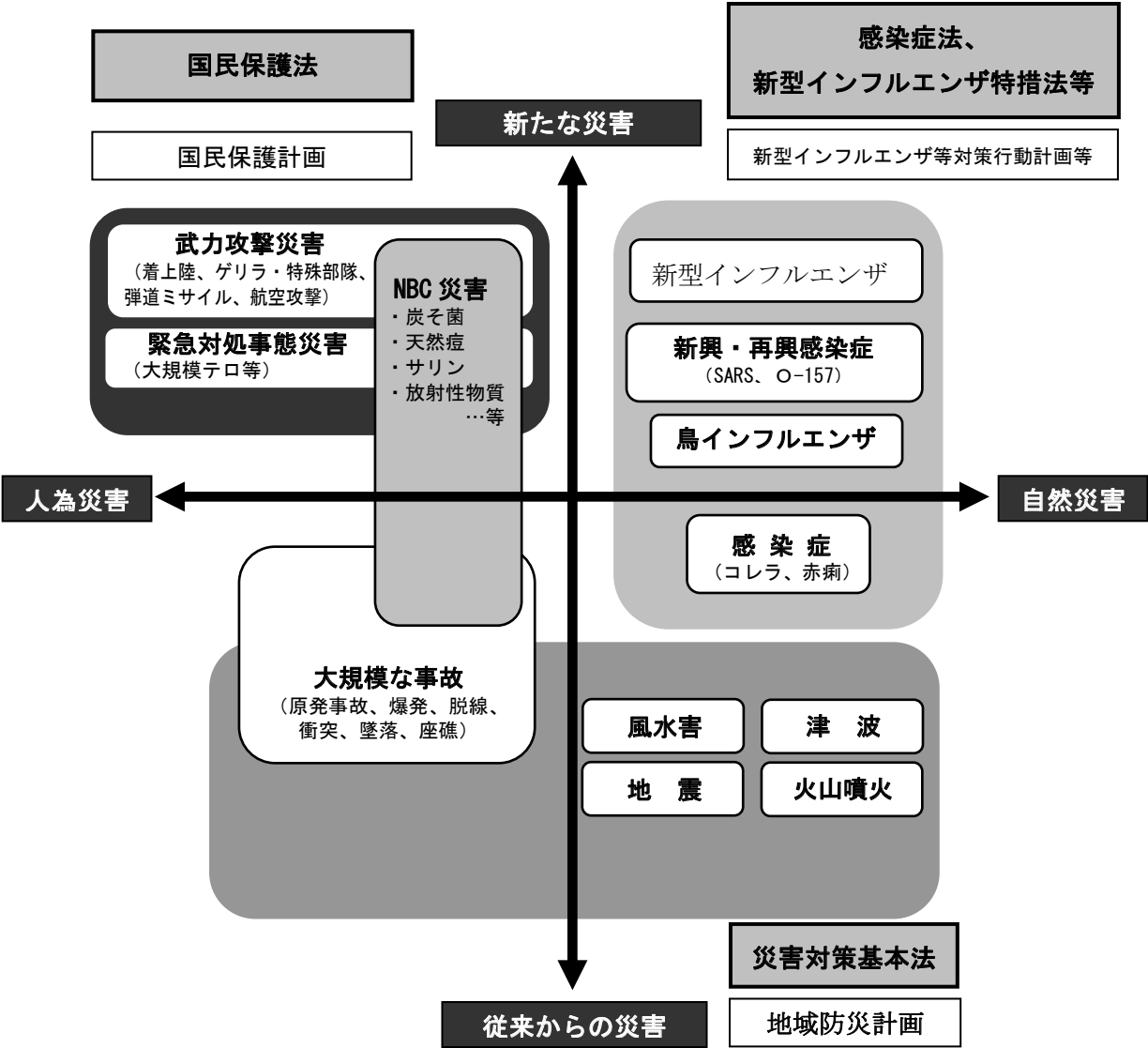
表 1 関係機関の連絡先	123
表 2 中央区の人口	124
表 3 安否情報収集様式第 1 号	125
表 4 安否情報収集様式第 2 号	126
表 5 安否情報収集様式第 4 号	127
表 6 安否情報収集様式第 5 号	128
第 7 被災情報の報告様式	129
図 1 中央区の気候	130
図 2 中央区の道路	131
図 3 中央区の鉄道	132
参考 1 中央区国民保護対策本部及び中央区緊急処理事態対策本部条例	133
参考 2 中央区国民保護協議会条例	134
参考 3 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府省告示第 229 号）	136
参考 4 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令	139
参考 5 用 語 集	143

はじめに

1 国民保護法の位置づけ

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）は、平成16年6月、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）に基づき、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施を目的として整備された法律である。

（P.3「武力攻撃事態等への対処に関する法制」参照）



災害の類型と関連法制

2 国民保護法の概要

(1) 目 的

国民保護法は、武力攻撃事態等において、国の基本的な方針に基づき、国、都、区市町村、関係機関と連携協力し、国民の生命、身体及び財産の保護、国民生活、国民経済に及ぼす影響の最小化を図ることを目的とする。

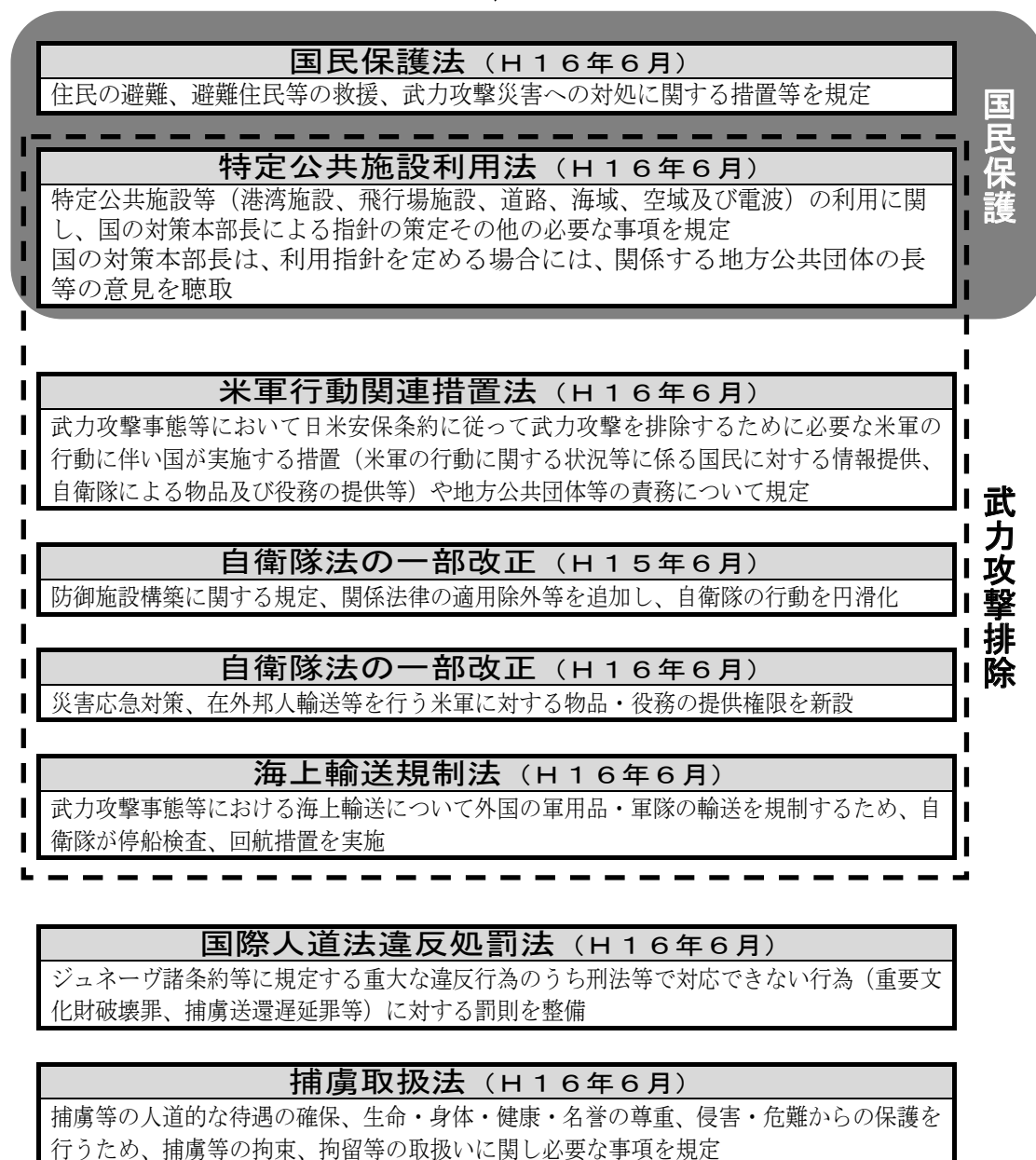
(2) 国民保護措置の実施

武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に至ったとき、政府は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針を定め、内閣総理大臣を本部長とする武力攻撃事態等対策本部を設置し、国民保護措置を総合的に推進することとされている。

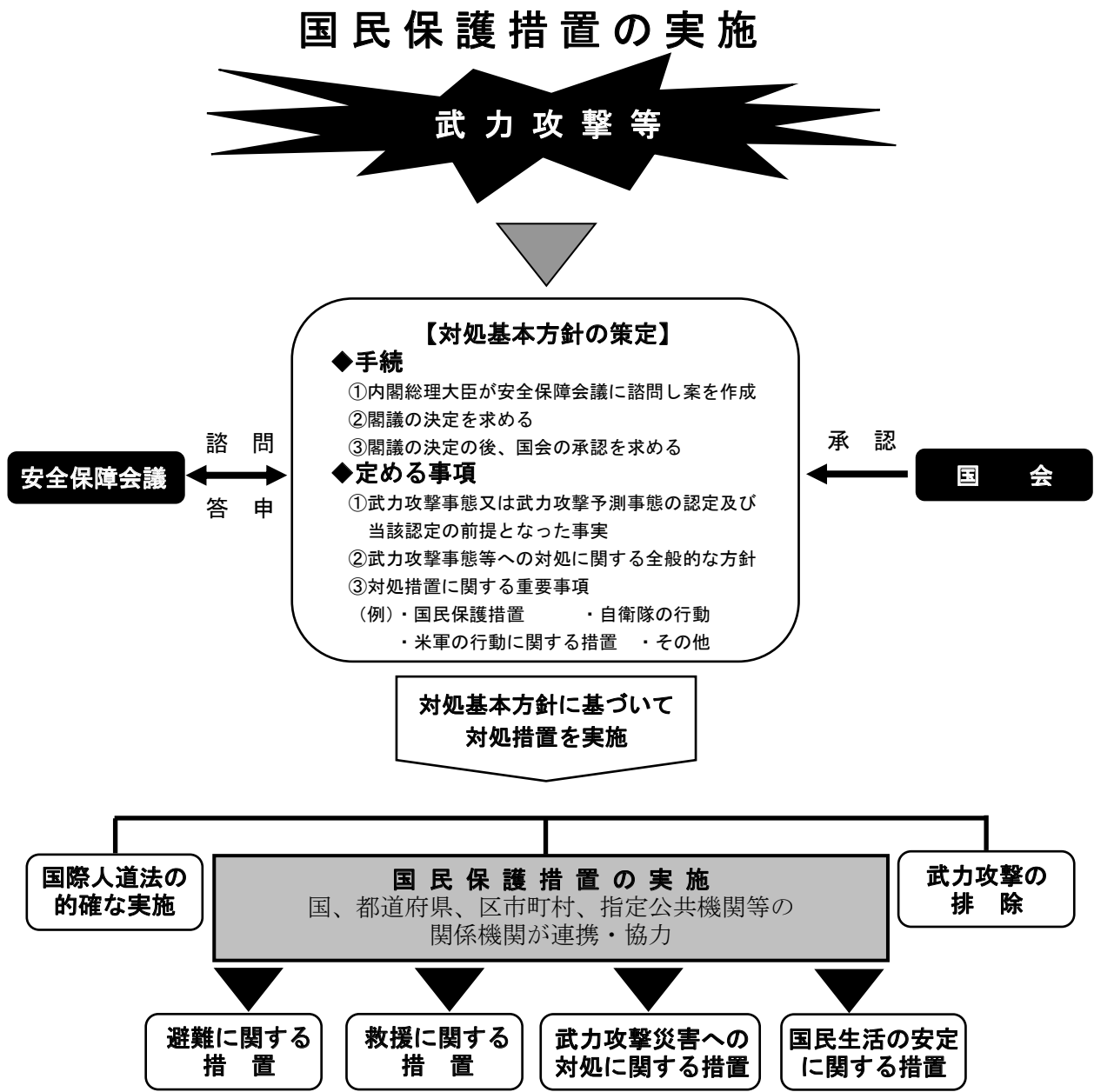
都道府県及び区市町村は、閣議決定による設置指定に基づき、それぞれの首長を本部長とする国民保護対策本部を設置し、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、国民保護措置を実施する。

(武力攻撃等の発生から国民保護措置実施までの基本的な流れはP.4 参照)

武力攻撃事態対処法（H15年6月）
武力攻撃事態等の対処（武力攻撃の排除・国民保護）に関する基本的事項を規定



武力攻撃事態等への対処に関する法制



国民保護措置の実施

第1編 総 論

第1章 中央区の責務、計画の位置づけ、構成等

中央区は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、区の責務を明らかにするとともに、区の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 区の責務及び中央区国民保護計画の位置づけ

(1) 区の責務

区（区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、中央区の国民の保護に関する計画（以下「中央区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 中央区国民保護計画の位置づけ

区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、中央区国民保護計画を作成する。

(3) 中央区国民保護計画に定める事項

中央区国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

中央区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総 論

第2編 平素からの備え

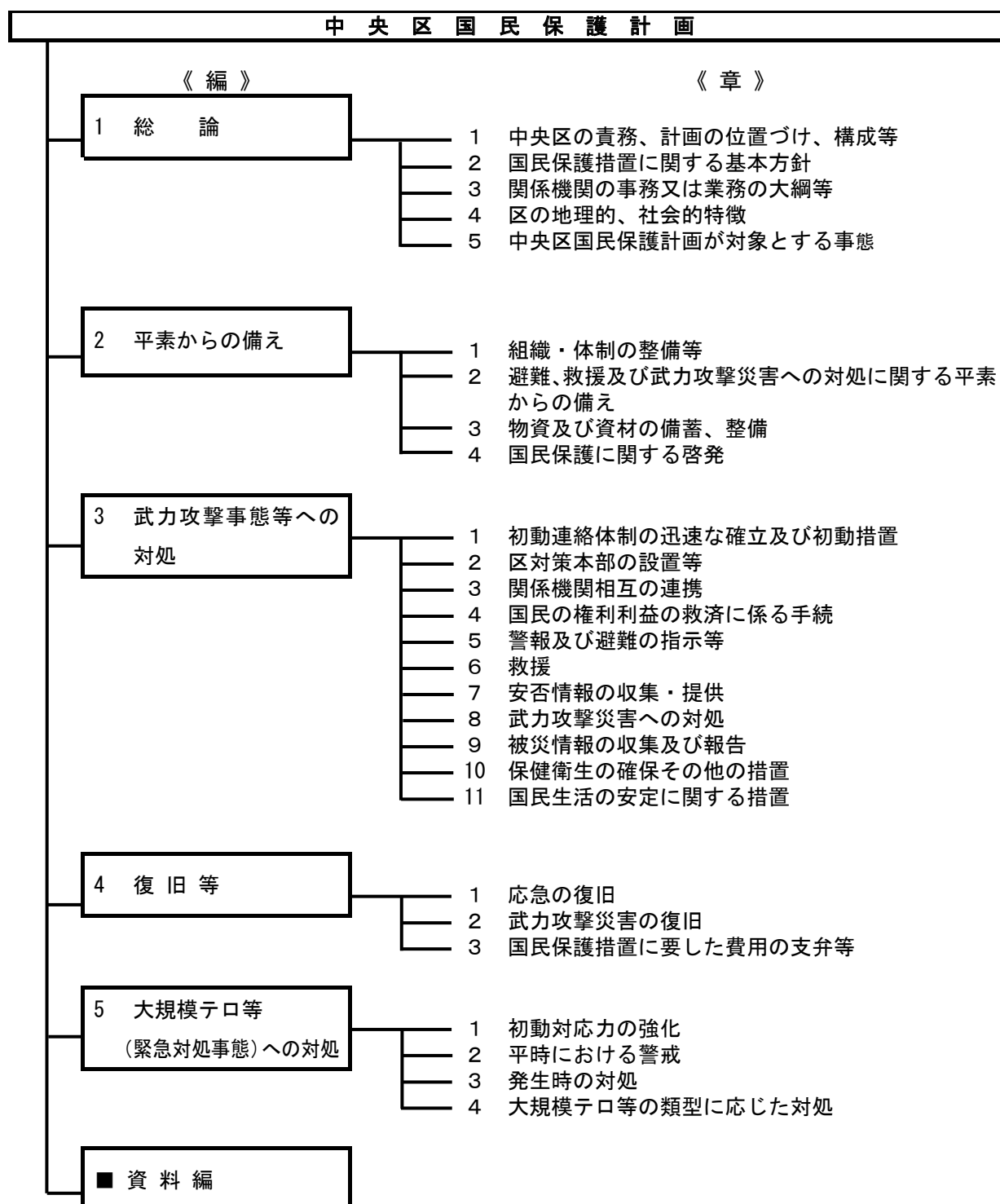
第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

資料編

図 1-1 計画の体系



3 計画の見直し、変更手続

(1) 中央区国民保護計画の見直し

中央区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

中央区国民保護計画の見直しにあたっては、中央区国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 中央区国民保護計画の変更手続

中央区国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、中央区国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、中央区議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、中央区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、区は、防災区民組織及び防災拠点運営委員会の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

なお、区は、地震災害時の防災拠点である小中学校等を拠点として活動する防災拠点運営委員会についても地域の防災区民組織等を母体としていることから、その自発的な意思により、必要な協力を求めるとともに支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

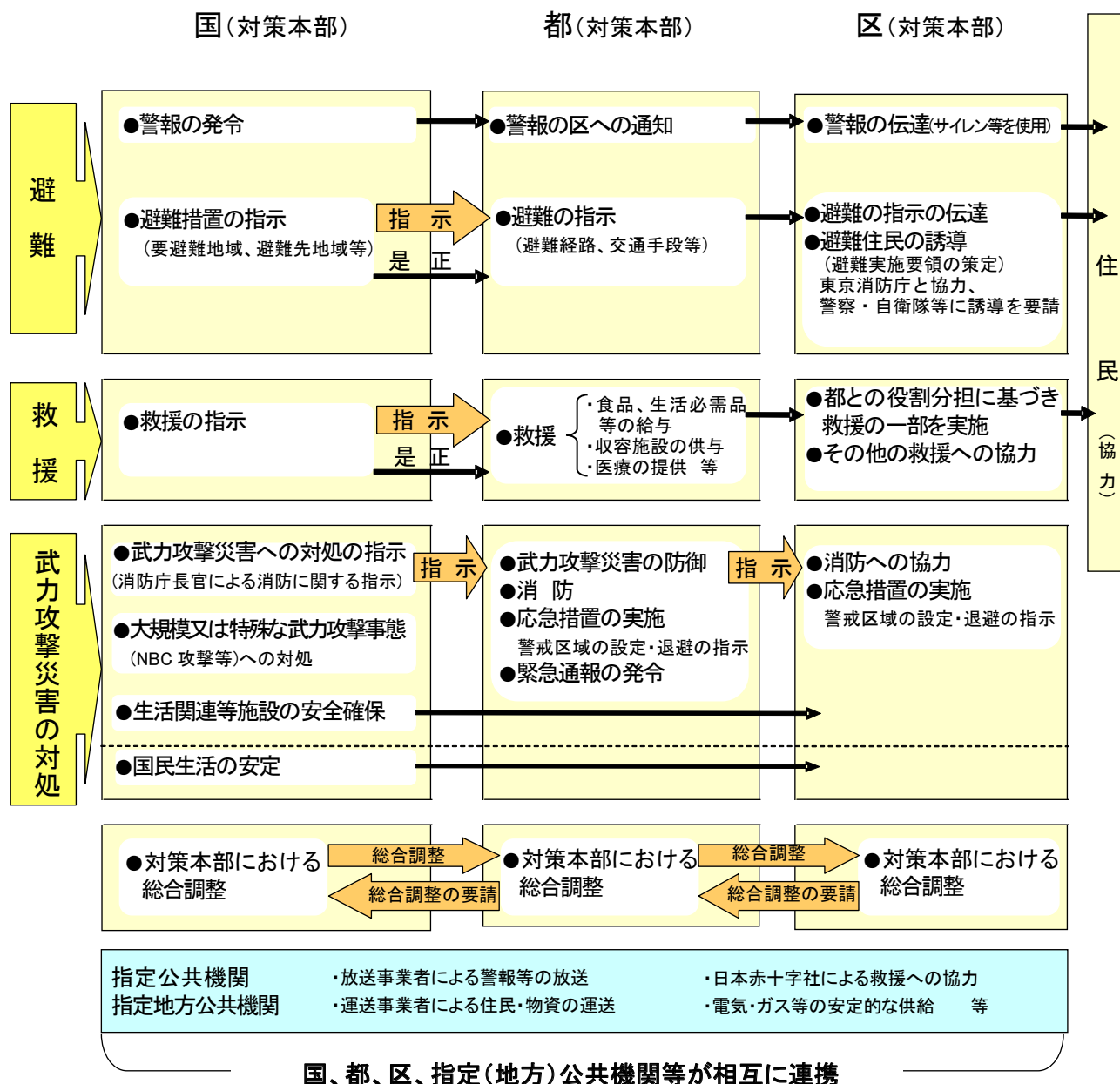


図 1-2 国民保護措置の全体のしくみ

表 1-1 中央区の事務

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中 央 区	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

表 1-2 都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 京 都	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

資料編 表1 関係機関の連絡先（P.123）

第4章 区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴等については以下のとおりである。

1 地 形

本区は、東京都23区のほぼ中央に位置し、東は隅田川を境に墨田・江東両区に、西は旧汐留川とこれに続く旧外濠に沿って千代田・港両区に、北は神田川の一部及び旧竜閑川を境に千代田・台東両区に接し、南は東京湾に面している。大きさは、東西に約3km、南北に約5.5kmにわたり、面積は10.115km²で23区中2番目に小さい区である。また、区の水域面積は区全体の面積に対して18.1%に達しており、水辺空間を活用した都市を形成している。

区の地形の大部分は、江戸時代以後の埋め立てによってできたものであるため、起伏にとぼしく傾斜は緩慢である。

2 気 候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷小雨である。気温については、年平均16℃で、近年は、区部を中心に「ヒートアイランド現象」の影響により、年々上昇する傾向にある。降水量は梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多くなっている。

資料編 図1 中央区の気候 (P.130)

3 人口分布

人口は、京橋地区、日本橋地区と比較して月島地区において集中しており、人口密度も高くなっている。また、近年は超高層住宅の増加等により、区への転入者は増える傾向にあり、人口は、142,995人(平成28年1月1日時点)となっている(65歳以上23,133人 外国人5,547人)。

資料編 表2 中央区の人口 (P.124)

4 道路の位置等

道路は、都市高速道路である首都高速道路の都心環状線、1号(上野線)、6号(向島線)、9号(深川線)等が区内と隣接区とのアクセス性を高めている。また、国道1号、4号、6号、14号、15号、17号、20号が日本橋を起点に多方面と繋がっている。都道(主要地方道、特例都道)については、東方面(江東区・墨田区等)に10号(永代通り)、50号(新大橋通り)、304号(晴海通り)、南方面(港区等)に316号(昭和通り、海岸通り)、北方面(千代

田区等)に405号(外堀通り)が伸びている。

資料編 図2 中央区の道路 (P.131)

5 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、すべて地下駅で、東京メトロが6線(銀座線、丸ノ内線、有楽町線、日比谷線、東西線、半蔵門線)で14駅、都営地下鉄が3線(浅草線、新宿線、大江戸線)で10駅、JR東日本が2線(総武線、京葉線)で3駅となっている。

その中でも、日本橋駅、銀座駅、三越前駅(新日本橋駅)、馬喰町駅(東日本橋駅、馬喰横山駅)が3線、東銀座駅、八丁堀駅、茅場町駅、月島駅、人形町駅が2線の乗換駅となっており、多方面へのアクセスの拠点となっている。

港湾は、東京港があり、係留施設は、月島ふ頭は5,000トン、朝潮ふ頭は700トン、晴海ふ頭は15,000トンの貨物船舶及び20,000トンの客船が利用できる。

また、隅田川では、水上バスの東京都観光汽船(浜離宮桟橋)、東京水辺ライン(明石町・聖路加ガーデン前桟橋、浜町桟橋)、防災船着場が5ヶ所(内2ヶ所は水上バスの桟橋と共用)設置されており、舟運として、水上輸送・観光、防災等に活用されている。

資料編 図3 中央区の鉄道 (P.132)

6 消防、警察

特別区の区域内の消防行政は、都が一体的に管理しており、区内には、京橋消防署及び京橋消防団、日本橋消防署及び日本橋消防団並びに臨港消防署及び臨港消防団がある。また、警察は、中央警察署、久松警察署、築地警察署及び月島警察署がある。

7 その他

区内には、日本橋金融・商業街地区の金融中枢施設、銀座地区を中心とした大規模集客施設^(*)、日本橋問屋街地区の繊維関連卸売業及び築地地区における食品関連卸売業等の集積のほか、大規模事業所(オフィス)、大規模商業施設などの事業所が多数所在(3万7千事業所以上、総務省「平成26年経済センサス基礎調査結果」)している。そのため、昼間人口が約600,000人(平成22年国勢調査)となっており、夜間人口約140,000人と比較すると非常に多い。また、霞ヶ関における国の中央官庁街とも隣接している。

(*) ターミナル駅、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設等、不特定多数の人々が集まる施設

第5章 中央区国民保護計画が対象とする事態

中央区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC（N：核（物質）Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical）兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

表 1-3 想定する事態類型

事 態	事 態 類 型
武 力 攻 撃 事 態	① 着上陸侵攻 ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃
緊 急 対 処 事 態 (大規模テロ等)	① 危険物質を有する施設への攻撃 ・原発、石油コンビナート等に対する攻撃 ② 大規模集客施設等への攻撃 ・ターミナル駅、列車等に対する攻撃 ③ 大量殺傷物質による攻撃 ・炭疽菌、サリン等を使用した攻撃 ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃 ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

○ 本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、競技大会や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃が予想されるなど、区内におけるサイバーテロ^(*)の脅威が高まっている。サイバーテロは、区民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急対処事態に発展するおそれもあることから、都や関係機関等と連携しながら、その動向に注視し適切に対応していく。

^(*) 武力攻撃やテロ等と併せてサイバーテロが行われた場合、ライフラインや医療機能等に多大な影響を及ぼし、住民の生命を脅かす状況も想定される。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。類型ごとの主な特徴は、次のとおりである。

表 1-4 武力攻撃事態の類型ごとの特徴

事 態 類 型	特 徴
1 着上陸侵攻 ・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	≪攻撃目標となりやすい地域≫ ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。 なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ≪想定される主な被害≫ ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 ≪被害の範囲・期間≫ ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 ≪事態の予測・察知≫ ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	≪攻撃目標となりやすい地域≫ ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設等に対する注意が必要である。 ≪想定される主な被害≫ ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 ≪被害の範囲・期間≫ ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的

事態類型	特徴
	であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 《事態の予測・察知》 ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。
3 弾道ミサイル攻撃 ・弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 《想定される主な被害》 ○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 《事態の予測・察知》 ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
4 航空攻撃 ・爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 《想定される主な被害》 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 《事態の予測・察知》 ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。類型ごとの主な特徴は、次のとおりである。

表 1-5 緊急対処事態の特徴

事 態 類 型	特 徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。) ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。) ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。
2 大規模集客施設への攻撃	○ 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	○ 「3 N B Cを使用した攻撃」（P. 17）と同様の被害を生じさせる。
4 交通機関を破壊手段としたテロ	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。その場合の特徴は、次のとおりである。

表 1-6 NBC攻撃の特徴

種 別	特 徴
■ 核兵器等	○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は、五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
■ 生物兵器等	○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
■ 化学兵器等	○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地を這うように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 区の各部室における平素の業務

各部は、第3編第2章(3)の表3-2「武力攻撃事態における本部長室及び各部の分掌」に基づき、体制の整備等国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備を行う。

なお、国民保護に関する業務の総括、各部間の調整、企画立案等については総務部危機管理課が行う。

また、消防の平素における業務は、以下のとおりである。

表 2-1 消防の平素の業務

機関の名称	平 素 の 業 務
東京消防庁	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 消防団に関すること 5 装備・資機材の整備に関すること 6 特殊標章の交付・管理に関すること (東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。)
第一消防方面本部	7 生活関連等施設、危険物質等(消防法に関するものに限る。)
京橋消防署	取扱所の安全化対策に関すること
日本橋消防署	8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること
臨港消防署	9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

2 職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初

動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに区長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 区の体制及び職員の参集基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表 2-2 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	区の全部室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		① 危機管理対策連絡室体制
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		② 危機管理対策本部体制
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		③ 区災害対策本部体制
事態認定後	国から区国民保護対策本部設置の通知がない場合	区の全部室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 危機管理対策連絡室体制
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 危機管理対策本部体制
	国から区国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		④ 区国民保護対策本部体制

^(*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因に生ずる被害」に該当

表 2-3 職員参集基準

体 制	参 集 基 準
① 危機管理対策連絡室体制	防災危機管理室長、危機管理課職員、防災課職員及び事態・事案関係課職員が参集
② 危機管理対策本部体制	上記①に加え、区長、副区長、教育長及び部長級職員が参集
③ 区災害対策本部体制	すべての区の職員が本庁舎又は出先機関等に参集
④ 区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）体制	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

区の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、中央区地域防災計画において整備された通信情報計画の情報連絡経路図等の連絡体制を活用する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

区の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長、区対策副本部長及び区対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

表 2-4 区対策本部長、区対策副本部長及び区対策本部員の代替職員

○ 区対策本部長の代替職員

名 称	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
区 長	副 区 長 ※ 1	副 区 長 ※ 1	教 育 長

※ 1 副区長の順位は、「中央区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則」による。（以下同じ。）

○ 区対策副本部長の代替職員

名 称	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
副 区 長 ※ 1	副 区 長 ※ 1	教 育 長	総務部長 ※ 2

※ 2 「中央区長の職務を代理する職員を定める規則」による。

○ 対策本部員の代替職員

名 称	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
各 部 長 等	各庶務担当課長	(各部等で事前に指定)	

(6) 職員の所掌事務

区は、(3) ①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(7) 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

区は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。

また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都及び東京消防庁（消防署）と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。

表 2-5 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

種 別	項 目
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事 (法第82条)
	応急公用負担に関する事 (法第113条第1項・第5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事 (法第6条、第175条)	
訴訟に関する事 (法第6条、第175条)	

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するにあたり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合

において、中央区国民保護協議会の部会等を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、中央区国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供等の措置について、中央区地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

区長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

区は、避難住民の円滑な避難を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）

と緊密な連携を図る。

3 近隣区との連携

(1) 近隣区との連携

区は、近隣区の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣区相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣区相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組に支援を行うよう努めるとともに、民間企業

の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。特に、昼間人口に対する防災対策については、以下の点に留意して連携の確保に努める。

- 事業所における従業員の避難行動等と人的及び避難施設としての活用
- 大規模商業施設における来外者への対応

5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成等の指導について、必要に応じて協力する。特に、昼間人口に対応する避難誘導については、以下の点に留意した支援に努める。

- 事業所、特に大規模事業所に対する、安全かつ冷静な行動をとるための防災対策への取組
- 大規模商業施設における来外者に対する避難誘導等を実施するための防災対策への取組
- 地下駅や地下街における緊急事態に備えた避難誘導等を実施するための防災対策への取組

6 防災区民組織等に対する支援

(1) 防災区民組織等に対する支援

区は、防災区民組織及び町会・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて防災区民組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、防災区民組織等相互間、消防団及び区等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、防災区民組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、防災区民組織に対する指導、訓練を実施するにあたっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 防災区民組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、（社福）中央区社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、以下のとおり、通信体制の整備等について定める。

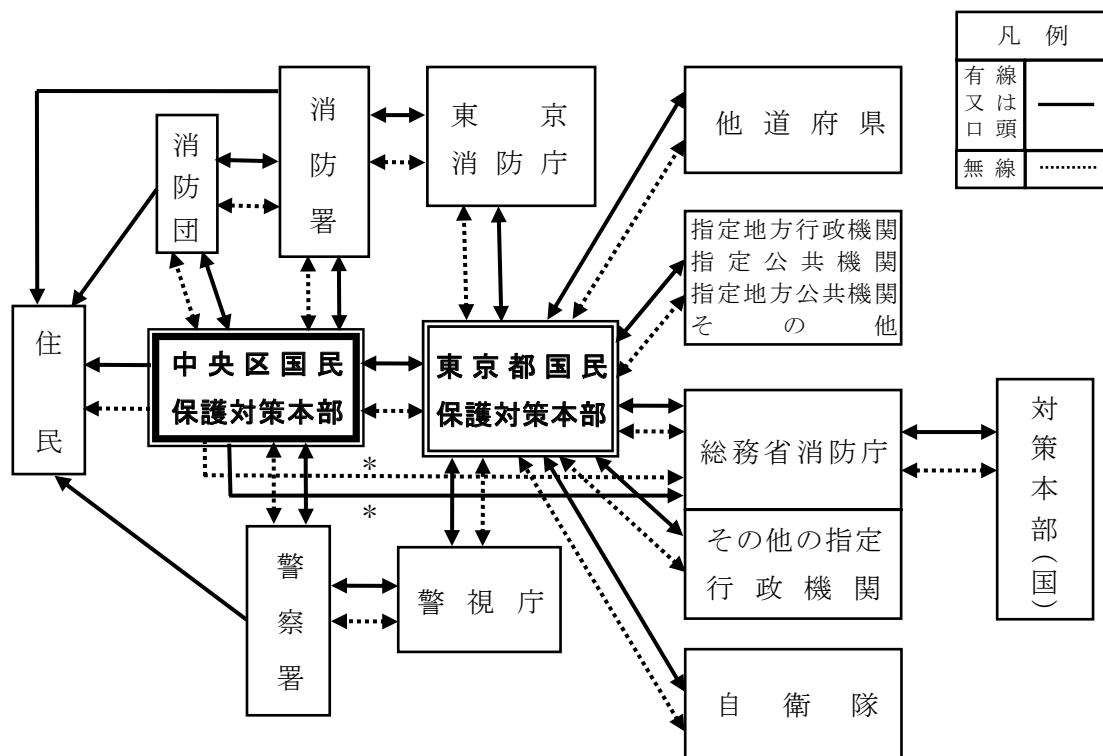
1 通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム（エムネット）、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用する。

2 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。



* 武力攻撃災害等の状況により都対策本部に報告できない場合

図 2-1 通信連絡系統図

第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供並びに武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

表 2-6 非常通信体制確保にあたっての留意点

非常通信体制確保にあたっての留意点	
施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・ 国民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両、ホームページやツイッターをはじめ多様な手段を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員、（社福）中央区社会福祉協議会及び中央区文化・国際交流振興協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

ア 区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは防災区民組織等の自発的な協力を得ること等により、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

イ 警報の伝達にあたっては、広報車両の使用、防災区民組織による伝達、町会・自治会等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 警察との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

ア 区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定めるとともに、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設》

(ア) 大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）

(イ) 大規模オフィス

(ウ) 大規模な繁華街及び地下街

(エ) 大規模（超高層）集合住宅 他

イ 区は、都及び東京消防庁（消防署）と連携して、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関して指導・助言する。

(6) 民間事業者の協力

区は、民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組を推進する。

その際、事業者の先進的な取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

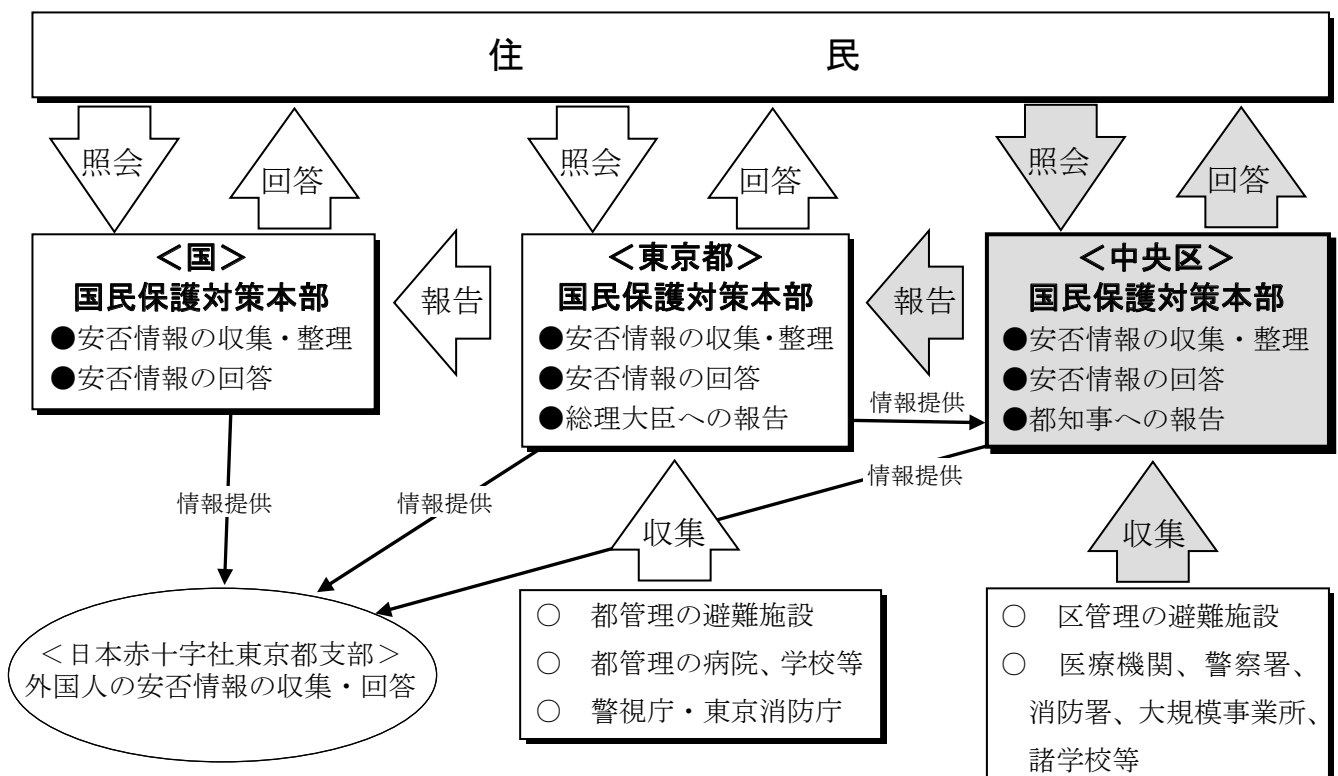
区は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供を行うシステムを適切に運用するとともに、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

表 2-7 収集・報告すべき情報

	避難住民（負傷した住民も同様）	死亡した住民
共通	① 氏 名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住 所（郵便番号を含む。） ⑥ 国 籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）	
個別	⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意	⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報 ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

図 2-2 安否情報の収集・提供の概要



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

なお、安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集等、補完的に対応する。

- ア 区・・・・・・・・区が管理する避難施設、区の施設（学校等）、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- イ 都・・・・・・・・都が管理する避難施設、都の施設（病院・学校等）、警視庁、東京消防庁等

(3) 住民等への周知

区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

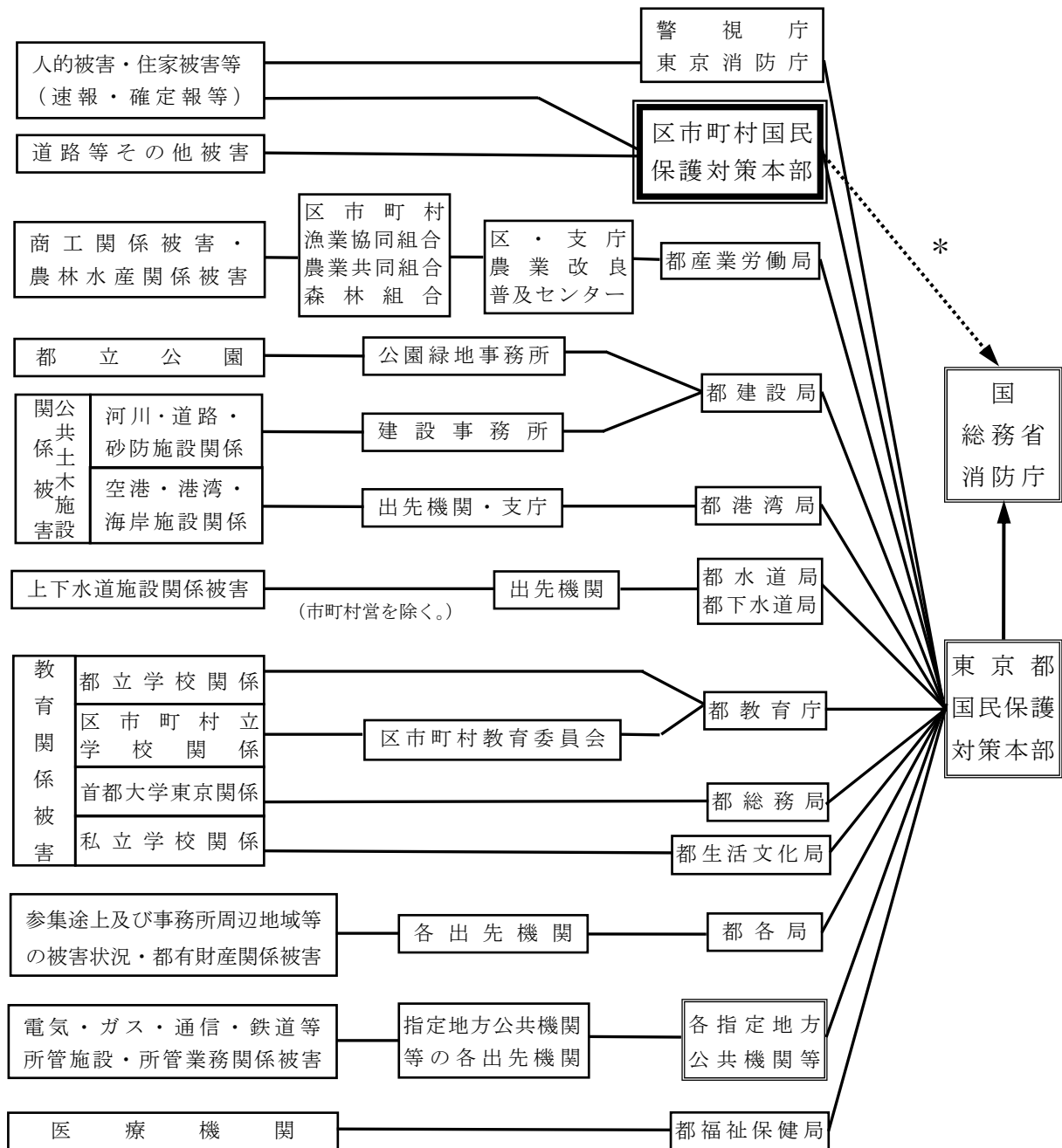
区は、被災情報の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

また、事業所等に対しても被災情報の収集体制の確立について啓発を行う。

《収集・報告すべき情報》

- ア 武力攻撃災害の発生日時・場所
- イ 発生した武力攻撃災害の概要
- ウ 区内の人的・物的被害状況
 - ・死者、行方不明者、負傷者
 - ・住宅被害
 - ・その他必要な事項
- エ 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

図 2-3 被災情報の収集・報告系統（都国民保護計画より）



* 災害の状況により都対策本部に報告できない場合

(2) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備^(*)

区は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

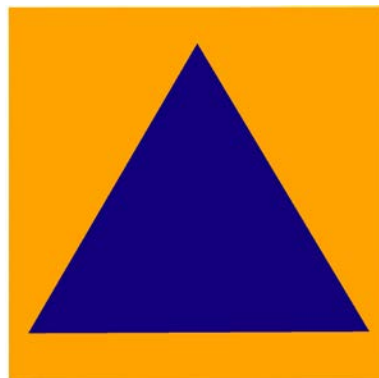


図 2-4 オレンジ色地に青の正三角形

^(*)《特殊標章等の意義について》

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

【日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）】

図 2-5 身分証明書のひな型

2 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

3 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研 修

(1) 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、防災区民組織のリーダー等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施にあたっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び大規模商業施設をはじめとする事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部等及び自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、町会・自治会の協力を求めるとともに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 区は、防災区民組織、町会・自治会等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- エ 区は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模商業施設等）、金融中枢施設、学校、病院、駅、高層住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施についても要請する。
- オ 区は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

(4) 訓練結果の計画への反映

区は、訓練の結果について、参加者等から意見を聴取するなど客観的な評価を行い、教訓や課題を明らかにした上で、国民保護計画の見直しやマニュアル等の整備に反映させる。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制等、既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

表 2-8 区において集約・整理すべき基礎的資料

- 住宅地図
 - (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
 - (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
 - (※ 鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
 - (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町会・自治会、防災区民組織等の連絡先一覧
 - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
 - (※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧)
- 要配慮者の避難支援プラン

(2) 隣接する区との連携の確保

区は、区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する千代田区、港区、台東区、墨田区、江東区と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者が正しい情報や支援を得て、適切に避難等の行動をとるため、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用し、また、関係機関が実施する要配慮者対策との連携に配慮しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、国民保護福祉保健部を中心とした横断的な要配慮者対策班を迅速に設置し、都の「要配慮者対策統括部」との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合等においては事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。特に、区外からの通勤・通学者等に対しては、区外への退去（帰宅等）について避難のあり方を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都及び東京消防庁（消防署）と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて、危機管理・自主防災・自衛消防対策の見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

また、施設管理者等に対して避難等の訓練への参加を促すとともに、情報伝達体制の確立等の連携に努める。

(7) 超高層ビル、大規模オフィスビル等における避難の円滑化

区は、都及び東京消防庁（消防署）と連携し、事業所やビル単位、特に超高層ビルや大規模オフィスにおける避難が円滑に行われるように、施設管理者に対して、武力攻撃事態等の観点を含めて、危機管理・自主防災・自衛消防対策の見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導・助言を行い、避難等の訓練への参加を促す。

(8) 交通関係施設・機関管理者との連携

区は、平素から、都と連携して、交通機関における避難が円滑に行われるよう、情報伝達体制の確立等、交通施設管理者との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（警察、消防、海上保安部等及び自衛隊）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）」や「「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月）」を参考に、季節の別（特に、冬期間の避難方法）、平日・休日の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項**(1) 都との調整**

区は、区が行う救援について、中央区地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

区は、運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう

努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する区内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ・保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶等）の数、定員
 - ・本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 等
- 輸送施設に関する情報
 - ・道 路 （路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等）
 - ・鉄 道 （路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等）
 - ・港 湾 （港湾名、係留施設数、管理者の連絡先等）

(2) 運送経路の把握等

区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する区内に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

区は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送等、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

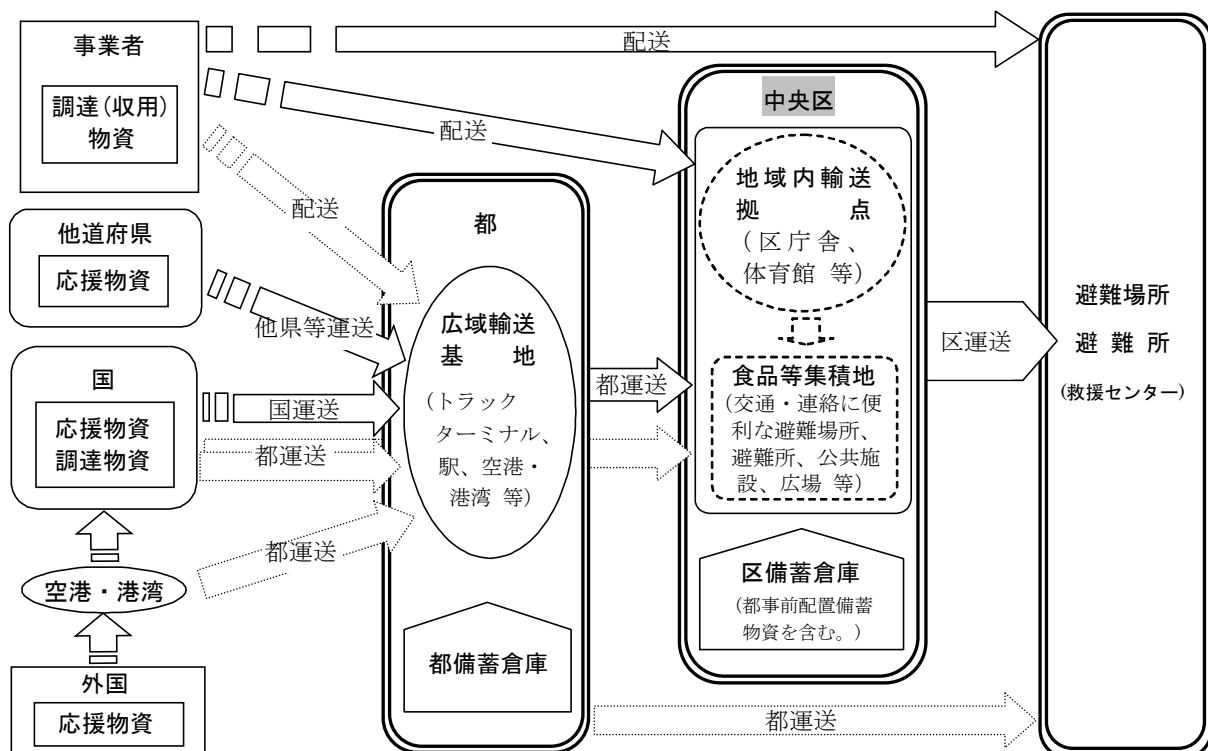


図 2-6 緊急物資等の配送の概要

5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

表 2-9 避難施設の区分（都国民保護計画より）

区 分	用 途	施 設（例）
避 難 所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示等の際に一時的に避難する場所	・ 小・中・高等学校 ・ 公民館 ・ 体育館 ・ 劇場、ホール ・ コンベンション施設 ・ 地下鉄コンコース ※ ・ 地下街 ※ 等
二 次 避 難 所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・ 社会福祉施設 等
避 難 場 所	○ 武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・ 都立公園 ・ 河川敷 等

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

表 2-10 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法 施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 区が管理する公共施設等における警戒

区は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合において、警察及び海上保安部等との連携を図る。

7 要配慮者支援に関する連携等

(1) 体制整備

区は、「要配慮者の把握」、「要配慮者への情報提供体制の整備」、「地域やボランティアによる支援体制づくり」等の要配慮者支援対策を推進する。

(2) 災害対策におけるしくみの活用

ア 区は、都が作成する要配慮者対策に係る指針に準じた整備を図る。

イ 区は、都の外国人への情報提供体制に準じた体制の整備を図る。

(3) 都との連携の確保

ア 区は、都と連携し、迅速に要配慮者の支援ができるような体制の整備を進める。

イ 区は、国民保護に関する訓練を行うにあたって、要配慮者の避難や救援等の訓練を含めるなど、都と連携して迅速かつ的確に要配慮者を支援できるよう努める。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資及び資材^(*)については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、あらたに備蓄、調達に努める。

^(*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

《国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例》

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 等

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施し、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰等により国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

区は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、防災区民組織の特性も活かしながら住民への啓発を行うとともに、応急救護等の普及・啓発にも配慮する。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民、来外者の受入れ等の協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図るとともに、都が作成したパンフレット「テロや武力攻撃から身を守るために」等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等についても周知を

図る。

また、区は、日本赤十字社、都、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用にあたっての濫用防止等について、教育や学習の場等、様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されるなどの具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、区の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における危機管理対策本部等の設置及び初動措置

(1) 危機管理対策本部等の設置

ア 区長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、区としての確かつ迅速に対処するため、危機管理対策本部を設置する。

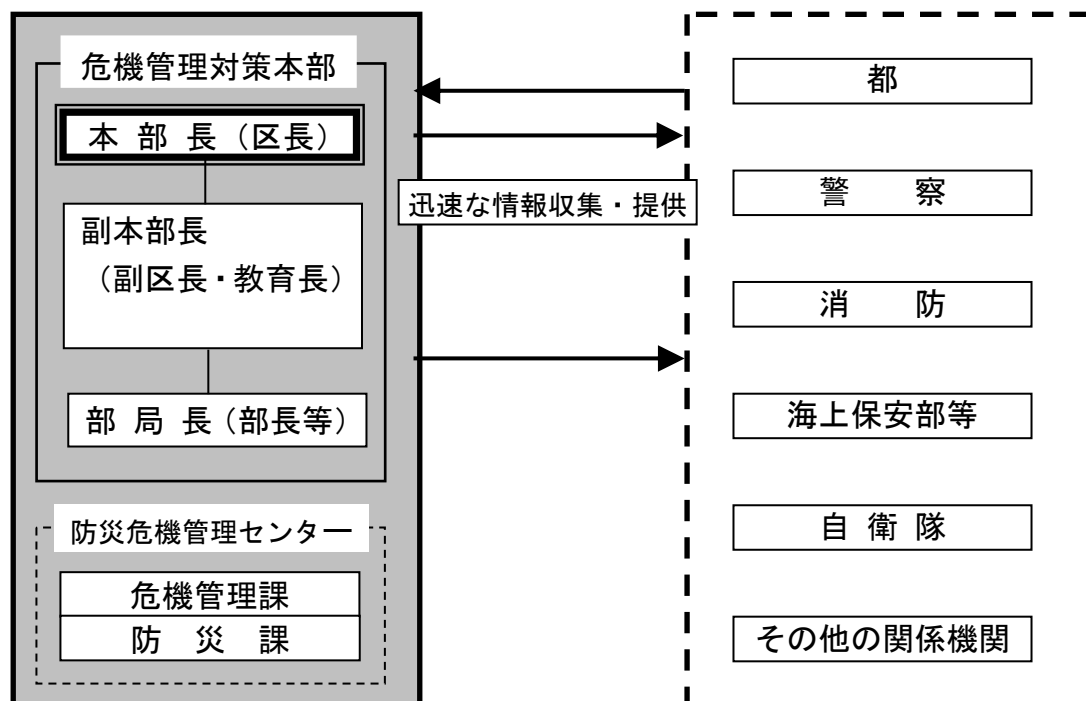


図 3-1 危機管理対策本部の構成等

※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告するものとする。

イ 危機管理対策本部は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理対策本部を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、危機管理対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

ウ 区は、区対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

ア 区は、危機管理対策本部において、各種の連絡調整にあたりとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により区災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助・救急等の応急措置を行う。

また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

イ 区は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ 政府による事態認定がなされ、区に対し、区対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請等の措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

危機管理対策本部等を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知があった場合については、直ちに区対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知・連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが区に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理対策連絡室を立ち上げ、又は、危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、区内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 区対策本部の設置等

区は、区対策本部の設置指定があった場合、区対策本部を迅速に設置し、区内における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 区対策本部の設置

(1) 区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、次の手順により行う。

ア 区対策本部を設置すべき区の指定の通知

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて区対策本部を設置すべき区の指定の通知を受ける。

イ 区長による区対策本部の設置

指定の通知を受けた区長は、直ちに区対策本部を設置する（※ 事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、区対策本部に切り替える。）。

ウ 区対策本部員及び区対策本部職員の参集

区対策本部担当者は、区対策本部員、区対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、区対策本部に参集するよう連絡する。

エ 区対策本部の開設

区対策本部担当者は、中央区役所庁舎3階庁議室に区対策本部、8階大会議室に区対策各部を開設するとともに、区対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。）。

また、区長は、区対策本部を設置したときは、区議会に区対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

区は、区対策本部が被災した場合等、区対策本部を区庁舎内に設置できない場合は、下記の順位に従い、区対策本部を予備施設に設置する。

なお、事態の状況に応じ、区長の判断により順位を変更することができる。

また、区外への避難が必要で、区内に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

表 3-1 本部の代替機能の確保

順 位	対策本部設置場所	所 在 地
1	日本橋区民センター	中央区日本橋蛸殻町 1－3 1－1
2	月島区民センター	中央区月島 4－1－1

(2) 区対策本部を設置すべき区の指定の要請等

区長は、区に対して区対策本部を設置すべき区の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき区市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 区対策本部の組織構成及び機能

区対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

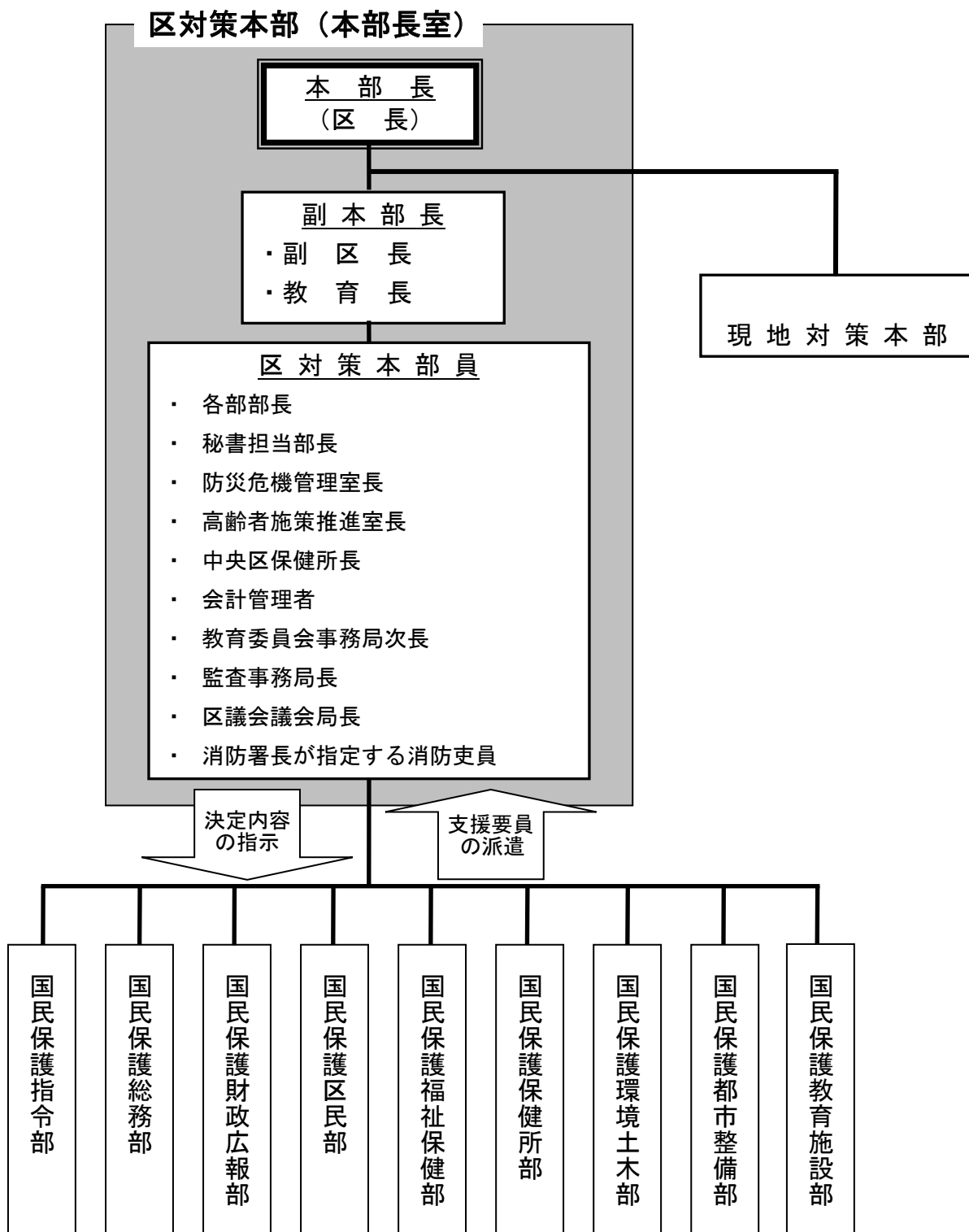


図 3-2 区対策本部の組織構成及び各組織の機能

区対策本部における決定内容等を踏まえて、各部等において措置を実施するものとする（区対策本部には、各部室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

表 3-2 武力攻撃事態における本部長室及び各部の分掌

室・部等	所 掌 事 務
本 部 長 室	・ 国民保護措置全体にわたる区の対処基本方針に関すること ・ 退避の指示、警戒区域の設定に関すること ・ 国、都、他区市町村及び公共機関等に対する応援等の要請に関すること ・ 都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること ・ 武力攻撃等の災害情報の収集・伝達に関すること ・ 対策本部設置の指定・解除通知の受理に関すること ・ 避難実施要領、復帰実施要領の策定に関すること ・ 警報、緊急通報の内容の伝達等に関すること ・ 現地対策本部の設置に関すること ・ 応急公用負担に関すること ・ 国民保護措置に要する経費の処理方法に関すること ・ その他重要な国民保護措置に関すること
国 民 保 護 指 令 部 (防災危機管理室) (区民部地域振興課) (選挙管理委員会事務局) (監査事務局)	・ 都対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること ・ 被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること ・ 特殊標章等に関すること ・ 避難住民の誘導、残留者への対応に関すること ・ 区管理施設及び生活関連等施設の警戒に関すること ・ 現地連絡調整所に関すること ・ 職員の参集指示に関すること ・ 他の部に属しないこと
国 民 保 護 総 務 部 (総 務 部) (秘 書 室) (会 計 室) (区議会議会局)	・ 本部長室及び部長会議の庶務に関すること ・ 本部職員の動員及び給与に関すること ・ り災証明の交付に関すること ・ 危険情報等の収集・分析等に関すること ・ 国民の権利利益の救済に関すること ・ 緊急物資、資材、車両等の調達に関すること ・ 議会との連絡その他渉外事務に関すること ・ 国民保護に関する現金・物品の出納及び保管に関すること ・ 他の部への協力に関すること
国民保護財政広報部 (企画部)	・ 国民保護の予算及び経理に関すること ・ 広報及び広聴に関すること ・ 報道機関との連絡調整に関すること ・ 情報機器の保全及び復旧並びにシステムの運用確保に関すること

室・部等	所 掌 事 務
国民保護区民部 (区民部区民生活課) (日本橋特別出張所) (月島特別出張所)	・被災地の調査に関すること ・被災者の救出、避難誘導及び避難収容に関すること ・物資及び食料の調達、配分及び配送に関すること
国民保護福祉保健部 (福祉保健部)	・医療機関との連絡調整に関すること ・要配慮者の支援に関すること ・ボランティアの受入れ等に関すること ・義援金品の受領及び配分に関すること ・被災者の生活再建の支援に関すること
国民保護保健所部 (中央区保健所)	・救護センターの設置運営に関すること ・医療、防疫及び食品衛生に関すること ・有害物質の汚染拡大防止措置に関すること ・遺体収容所等の設置、管理及び運営に関すること
国民保護環境土木部 (環境土木部)	・廃棄物（し尿を含む。）の処理に関すること ・大気汚染及び水質汚濁対策に関すること ・水防に関すること ・道路・橋梁の復旧に関すること ・遺体の捜索、収容、搬送及び火葬に関すること ・都が行うがれき処理への協力窓口に関すること
国民保護都市整備部 (都市整備部)	・建物のり災の程度の調査に関すること ・建物の災害復旧及び応急復旧の技術的な指導に関すること ・被災住宅の応急措置に関すること ・都市復興計画に関すること ・応急危険度判定ボランティアの受入れに関すること ・応急仮設住宅等に関すること ・庁舎その他の建造物の応急整備及び修繕に関すること ・民間被災建物の応急危険度判定に関すること
国民保護教育施設部 (教育委員会事務局) (区民部文化・生涯学習課) (区民部スポーツ課)	・避難所の開設・管理に関すること ・被災者の収容に関すること ・被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること ・文化財の保護に関すること

中央区地域防災計画における役割分担を基本とする。

表 3-3 武力攻撃事態における東京消防庁（消防署）の業務

機関の名称	分 掌 事 務
東京消防庁 第一消防方面本部 京橋消防署 日本橋消防署 臨港消防署	・火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること ・消火、救助・救急に関すること ・危険物等の措置に関すること ・避難住民の誘導に関すること ・警報伝達の協力に関すること ・消防団との連携に関すること ・生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること ・前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

(4) 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため区対策本部における広報広聴体制を整備する。

《区対策本部における広報体制》

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問合せ窓口開設、インターネット（区のホームページ、フェイスブック及びツイッター等）、緊急告知ラジオのほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- (イ) 区対策本部において重要な方針を決定した場合等、広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行う。
- (ウ) 都と連携した広報体制を構築する。

エ 関係する報道機関への情報提供

報道機関への情報提供は、国民保護財政広報部に窓口を一元化し、時間・場所等を指定して行う。

(5) 区現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認

めるときは、区対策本部の事務の一部を行うため、区現地対策本部を設置する。

区現地対策本部長や区現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

都、警察、消防、医療機関及び自衛隊等、現地で活動している機関

《実施内容》

- ア 被災状況や各機関の活動状況の把握
- イ 各機関が有する情報の共有
- ウ 現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 区内の国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、区内に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対し、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。^(*)

また、区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区内における国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送が求められた場合の調整等

供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区内における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区内における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部を設置すべき区の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区は、携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関

するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。ただし、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている。

なお、区長は、国民保護措置に使用される車両、場所及び施設等を識別させるため、区庁舎等に特殊標章を表示する。

(1) 区 長

- ア 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 水防管理者

- ア 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- イ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

区は、都の対策本部及び都を通じた国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から、都対策本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会^(*)を開催する場合には、区対策本部より当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等**(1) 都知事等への措置要請**

区は、区内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

^(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は中央区国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては作戦システム運用隊司令を介し、防衛大臣に連絡するとともに、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動^(*)により出動した部隊とも、区対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

- (2) 区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、都、警視庁等の関係機関と十分に協議する。

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

区長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の区市町村長等に対して応援を求める。

なお、応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

区長は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。

この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

^(*) 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、区長は、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 区は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 区は、前記(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接、要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、前記の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 区の行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

- ア 区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合に、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- イ 他の区から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を議会に報告し、また区は公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合等、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 避難住民の受入れ

表 3-4 避難住民の受入れにおける関係機関の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 要避難地域の道府県との協議、受入れ地域の決定・通知 ○ 要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ○ 避難住民への物資・資材の提供等 ○ 安否情報の収集・提供
警視庁	○ 要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ○ 交通規制 ○ 避難所における警戒
東京消防庁	○ 要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ○ 避難所等における火災予防
区	○ 要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ○ 避難所の運営 ○ 安否情報の収集・提供
指定行政機関	○ 避難住民の誘導支援 ○ 避難所における救援の支援
自衛隊	○ 避難住民の誘導、避難住民等の救援の実施
指定地方行政機関	○ 避難住民の誘導の支援 ○ 避難所における救援の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	○ 避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
指定地方公共機関	○ 避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施

8 防災区民組織等に対する支援等

(1) 防災区民組織等に対する支援

区は、防災区民組織による警報の内容の伝達、防災区民組織や町会長・自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、防災区民組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 国民の権利利益の救済に係る手続**1 国民の権利利益の迅速な救済**

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問合せに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ること等により、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表 3-5 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧（再掲）

種 別	項 目
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）
	土地等の使用に関する事（法第82条）
	応急公用負担に関する事（法第113条第1項・第5項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事（法第6条、第175条）	
訴訟に関する事（法第6条、第175条）	

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

2 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、中央区文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管するなどの配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

(1) 警報の内容の伝達等

ア 区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私団体の団体（消防団、町会・自治会、社会福祉協議会、漁業協同組合、商工関係団体、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

イ 区は、都と協力して、区内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 区は、区の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、私立保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、中央区のホームページ (<http://www.city.chuo.lg.jp>) に警報の内容を掲載する。

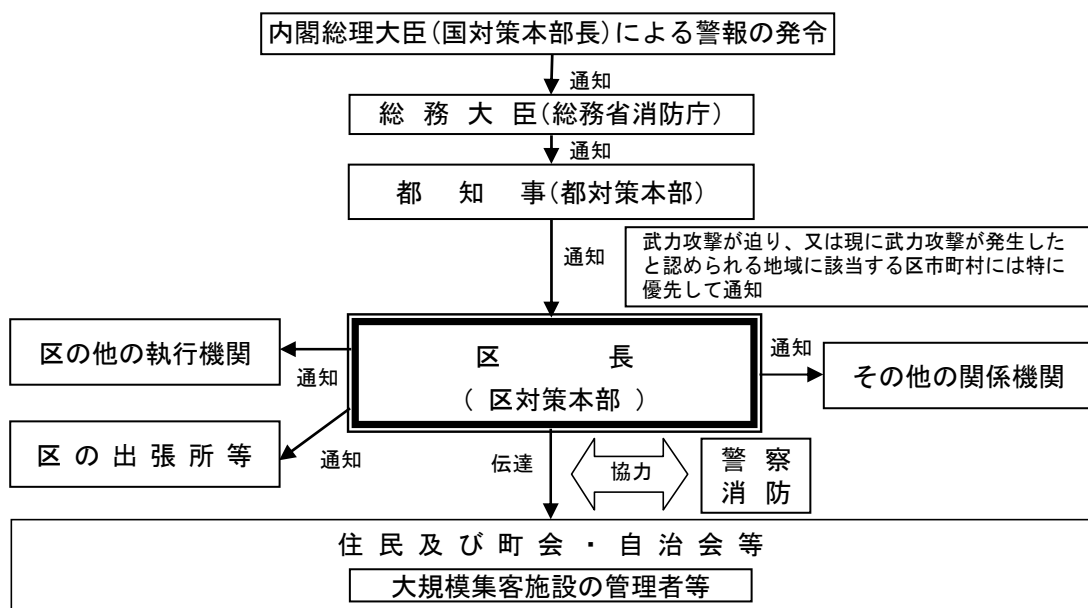


図 3-3 警報の通知・伝達の仕組み

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、現在、区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合

- ・原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合

- ・原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- ・区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

広報車両の使用、防災区民組織による各世帯への伝達、町会・自治会等への協力依頼等の防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 区長は、警報の内容の伝達にあたり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。

なお、この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄のもとに行動するものとする。

また、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、国民保護福祉保健部及び消防署との連携のもとで避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、警報の内容の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

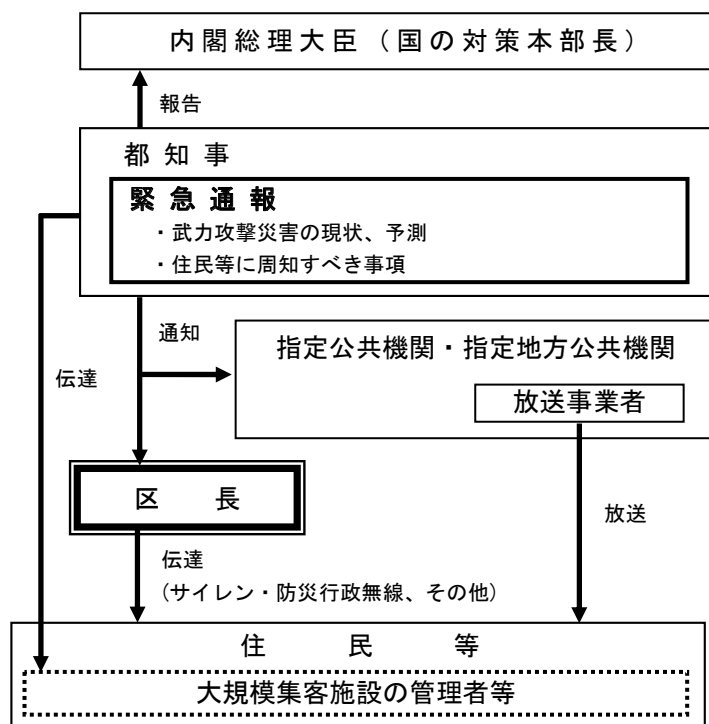


図 3-4 緊急通報の発令の概要

(1) 緊急通報の内容の伝達・通知方法

- ア 区は、都から緊急通報の内容の通知を受けた場合には、直ちに、その内容を住民及び関係ある国公私の団体に伝達するとともに、区の他の執行機関その他の関係機関に通知する。
- イ 緊急通報の内容の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。
- ウ 都知事が特定の地域について武力攻撃災害の予測を示し、中央区が当該地域に含まれる場合は、特に優先して通知される。
- エ 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、都知事からの緊急通報の通知を受けたときは、それぞれの国民保護業務計画に基づき、緊急通報の内容について正確かつ簡潔に放送することとされている。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限で明確かつ簡潔なものとされ、例示は次のとおりである。

表 3-6 緊急通報の例示

- ◆ 東京都〇〇区〇〇付近において、不審なゴムボートが放置
武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様
- ・ 〇〇付近で銃撃と思われる音が聞こえたとの情報あり
 - ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関が調査中
 - ・ 〇〇付近に居住する住民は、できるだけ外出を控え、テレビ・ラジオをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと
 - ・ その他不審者に関する情報等があれば、〇●〇●－△▼△▼まで電話すること

第2 避難住民の誘導等

区は、行うべき措置を避難の段階に応じて以下のとおり区分するとともに、各段階において、都・各機関等の役割分担による措置が十分な連携を確保しつつ行われるように留意する。

また、区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。区が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

表 3-7 事態対処の段階区分

段階区分	想定する期間
避難準備	武力攻撃事態等が認定され、内閣総理大臣の本部設置指定を受けて、区長が区対策本部を設置してから、国から避難措置の指示を受ける前までの期間
避難	避難措置の指示が区に通知されてから、要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了するまでの期間
避難生活	住民が避難所等で避難生活をしている期間 (避難してから避難解除されるまでの期間)
復帰	避難の指示が解除されてから、避難住民が避難先地域からの復帰を完了するまでの期間
復旧・復興	避難住民の復帰が完了してから、ライフライン施設の復旧、都市やくらし等の復興に取り組む期間

表 3-8 避難準備段階における区・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 都対策本部の設置・運営 ○ 避難、救援等の国民保護措置の実施準備 ○ 警報の通知・伝達
警視庁	○ 生活関連等施設の警備強化 ○ 区に協力して警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
東京消防庁	○ 生活関連等施設の指導 ○ 区に協力して警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
区	○ 区対策本部の設置・運営 ○ 警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
指定行政機関	○ 計画に基づき国民保護措置の実施準備
自衛隊	○ 自衛隊の部隊等の派遣に関する情報交換
指定地方行政機関	○ 計画に基づき国民保護措置の実施準備
指定公共機関	○ 業務計画に基づき国民保護措置の実施準備 ○ 警報の放送（放送事業者） ○ 避難住民、物資の運送準備（運送事業者）
指定地方公共機関	○ 業務計画に基づき国民保護措置の実施準備 ○ 警報の放送（放送事業者） ○ 避難住民、物資の運送準備（運送事業者）

1 避難の指示の伝達

区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供するとともに、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

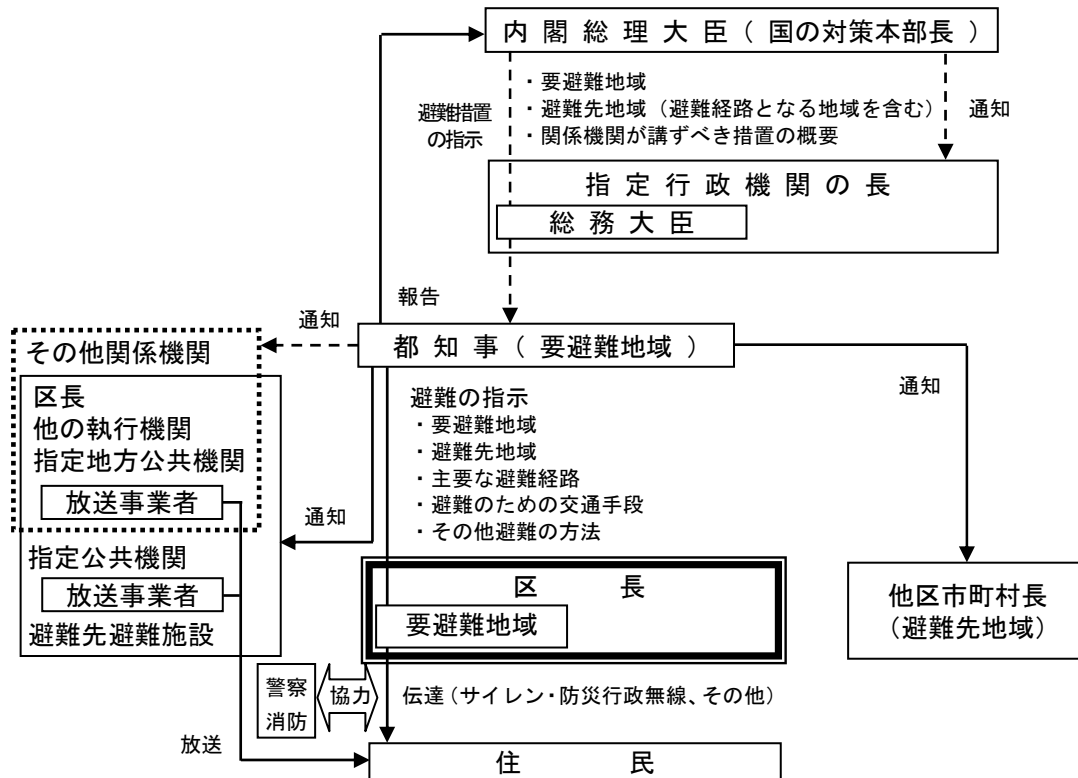


図 3-5 区長から住民・関係機関への避難指示の流れ

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

ア 区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

イ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

《避難実施要領に定める事項（法定事項）》

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則として、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書等にし、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合にあたっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 区職員の配置等
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民の概数把握（事業所等の昼間人口の概数についても併せて把握）
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整〔輸送手段が必要な場合〕
（都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者対策班の設置）

- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

- ア 区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- イ 区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

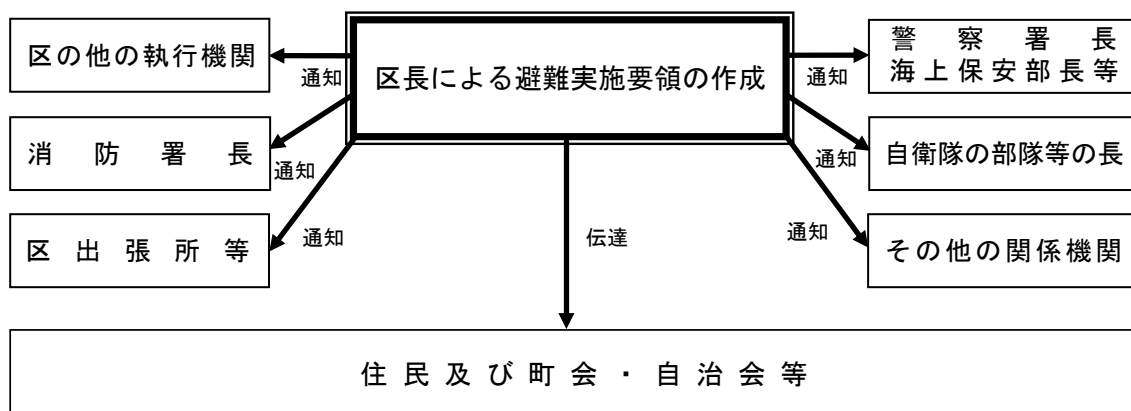


図 3-6 避難実施要領の伝達等

3 避難住民の誘導

表 3-9 避難段階における区・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 避難の指示、指示内容の通知 ○ 区による避難誘導の支援 ○ 避難所における救援の準備
警視庁	○ 区と協力して避難の指示を周知 ○ 区と協力して避難住民の誘導 ○ 交通規制、放置車両の撤去 ○ 災害が発生した場合の救助活動
東京消防庁	○ 消火、救助・救急 ○ 区と協力して避難の指示を周知 ○ 区と協力して避難住民の誘導 ○ 臨時の収容施設の出火防止に関する助言
区	○ 避難の指示の周知 ○ 避難住民の誘導 ○ 避難所における救援の準備
指定行政機関	○ 避難住民の誘導、避難所における救援準備の支援
自衛隊	○ 国民保護等派遣により、避難住民の誘導、武力攻撃災害が発生した場合の対処の実施
指定地方行政機関	○ 避難住民の誘導、避難所における救援準備の支援
指定公共機関	○ 避難の指示の放送（放送事業者）、避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
指定地方公共機関	○ 避難の指示の放送（放送事業者）、避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施

(1) 区長による避難住民の誘導

ア 区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、避難住民を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

イ 区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

ウ 夜間は、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車両のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁との連携

区長は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄のもとに行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請する。

また、区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 防災区民組織に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導にあたっては、防災区民組織や町会長・自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都の要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる区職員は、警察、消防等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

区は、原則として、区内に所在する避難場所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

区は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

区は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

ア 区長は、避難住民の誘導に際して、食料・飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ 区長は、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて適切な措置を講ずる。

エ 区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際な

ど区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

また、区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難生活段階における区・各機関等の役割分担

表 3-10 避難生活段階における区・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 東京都国民保護対策本部の運営 ○ 避難住民への物資・資材の提供等 ○ ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○ 安否情報の収集・提供
警視庁	○ 避難後の無人化した地域、避難所における警戒 ○ 被災者の救助活動 ○ 交通規制（特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域）
東京消防庁	○ 火災が発生した場合の消火活動 ○ 被災者の救助・救急活動 ○ 避難所等における火災予防
区	○ 区国民保護対策本部の運営 ○ 避難所の運営 ○ 安否情報の収集・提供
指定行政機関	○ 避難所における救援の支援 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
自衛隊	○ 避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処・応急復旧等の実施
指定地方行政機関	○ 避難所における救援の支援 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	○ ライフライン等の安定供給・運行等 ○ 緊急物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
指定地方公共機関	○ ライフライン等の安定供給・運行等 ○ 緊急物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施

(15) 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

表 3-11 復帰段階における区・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 東京都国民保護対策本部の運営・廃止 ○ 避難の指示の解除 ○ 区による復帰実施要領作成の支援 ○ 区による復帰誘導の支援 ○ 復帰解除されても復帰できない者への救援
警視庁	○ 区と協力して復帰住民の誘導（必要に応じて） ○ 復帰地域の治安の維持
東京消防庁	○ 区と協力して復帰住民の誘導（必要に応じて）
区	○ 区国民保護対策本部の運営・廃止 ○ 復帰実施要領の作成 ○ 復帰誘導 ○ 復帰解除されても復帰できない者への救援
指定行政機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
自衛隊	○ 武力攻撃災害の応急復旧等の実施
指定地方行政機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 避難の指示解除の放送（放送事業者） ○ 復帰住民の運送（運送事業者）
指定地方公共機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 避難の指示解除の放送（放送事業者） ○ 復帰住民の運送（運送事業者）

4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

ア 屋外で突発的に発生

要避難地域となった区は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

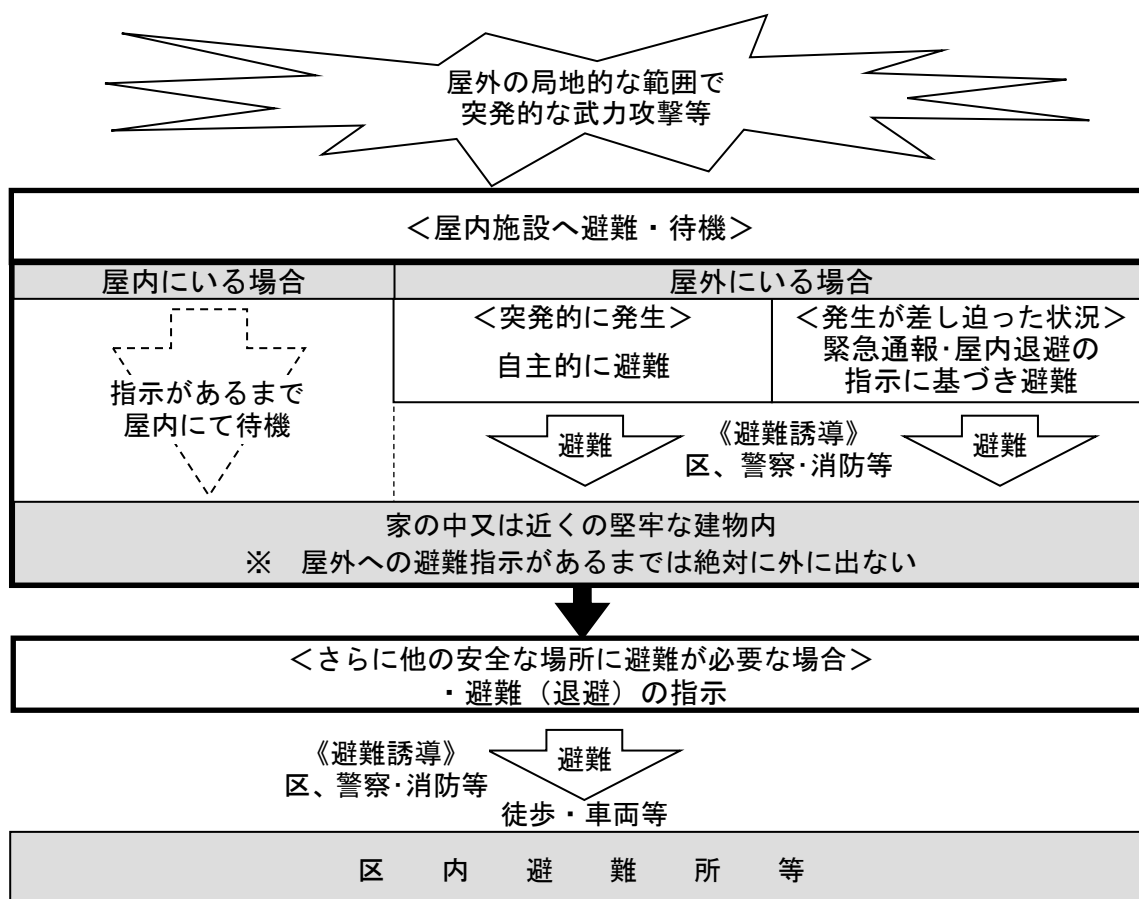


図 3-7 屋外の局地的な範囲で突発的な武力攻撃等があった場合の避難イメージ

[該当する事態類型と避難上の留意点]

■ グリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(ア) グリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させるなどの対応が必要である。

(イ) 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。

また、政府による事態認定前にグリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど柔軟に対応する。

(ウ) 当初の避難実施要領の策定にあたっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等及び自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それら

の機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整にあたる。

■ 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- (ア) 発射後、短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。
- (イ) 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- (ウ) 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- (エ) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

《弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ》

- ① 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示する。

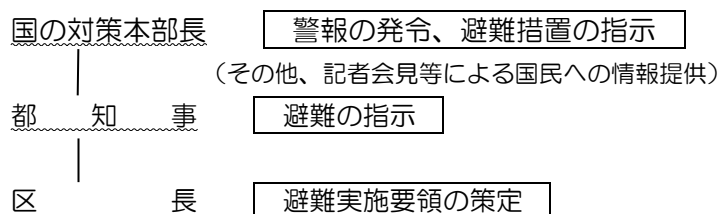


図 3-8 避難実施要領策定までの流れ

- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長が、その都度、警報を発令する。

■ 航空攻撃（通常爆弾等）

弾道ミサイル攻撃に準じる。

■ 緊急対処事態（大規模テロ等）

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

- イ 大規模集客施設等内で突発的に発生
 区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。

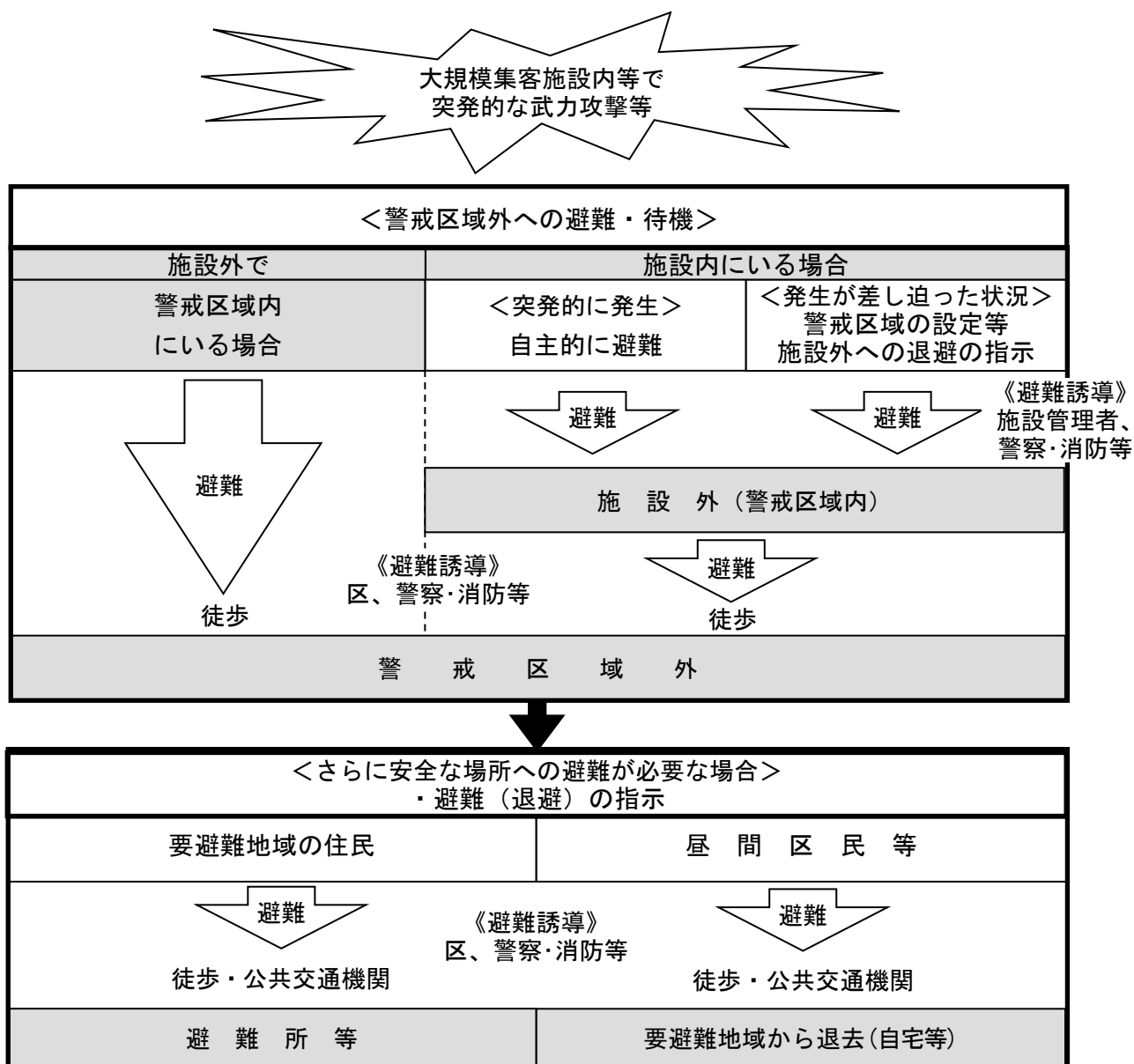


図 3-9 大規模集客施設内等で突発的な武力攻撃等あった場合の避難イメージ

[該当する事態類型と避難上の留意点]

■ 緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む。））

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



図 3-10 屋外の広範囲で突発的な武力攻撃等があった場合の避難イメージ

[該当する事態類型と避難上の留意点]

■ 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

- (ア) 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難する。
- (イ) 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- (ウ) 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射性

降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下を避け、極力風向きと垂直方向）がなされる。

- (エ) 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

■ 航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の避難所等まで誘導する。

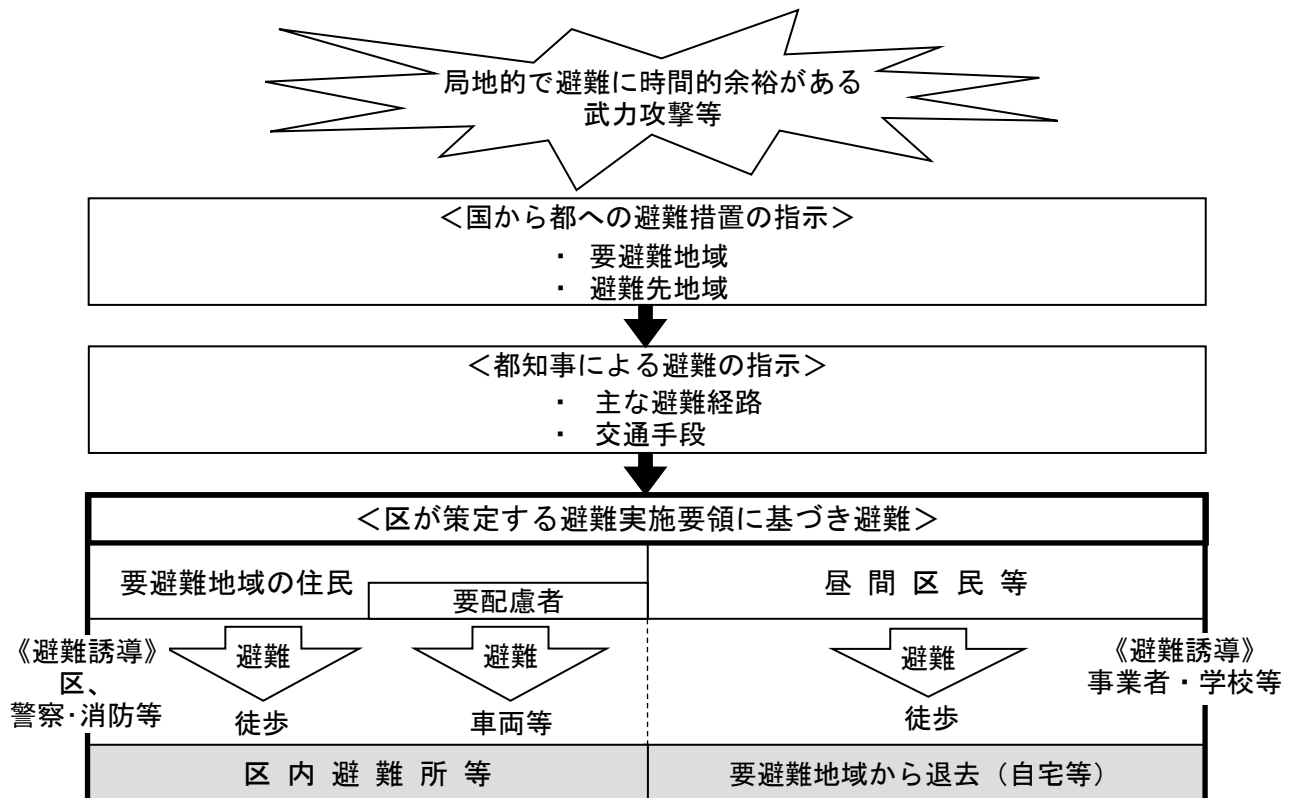


図 3-11 局地的で避難に時間的余裕がある武力攻撃等があった場合の避難イメージ

[該当する事態類型と避難上の留意点]

■ ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難する。

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。

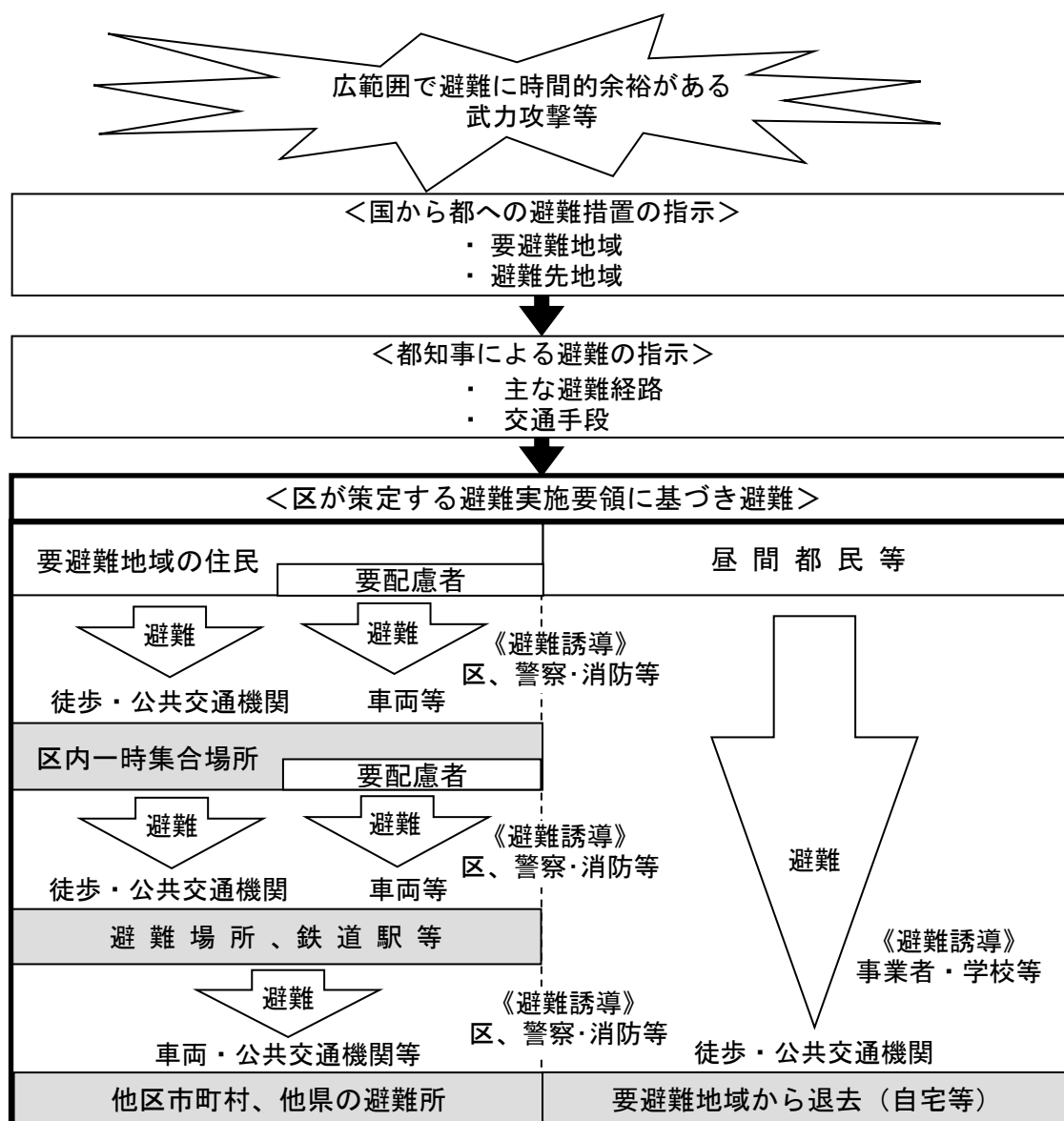


図 3-12 広範囲で避難に時間的余裕がある武力攻撃等があった場合の避難イメージ

[該当する事態類型と避難上の留意点]

■ 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、

それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については定めない。

第6章 救 援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して、国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援

の程度及び基準」という。)及び都国民保護計画の内容に基づき、救援の措置を行う。

また、区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

ア 避難所

(ア) 避難所・二次避難所の開設、運営

区は、区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。また、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。

(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)

(イ) 避難所・二次避難所の管理

区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

(都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」がそれぞれ管理)

(ウ) 救援センターの設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

また、「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次の業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・物資・資材等の要請 等

(エ) 都対策本部（避難所支援本部^(*)）への報告

区（長）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は、当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

(*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給 ・応急医療の提供 ・学用品の供給
・避難所における保健衛生の確保 等

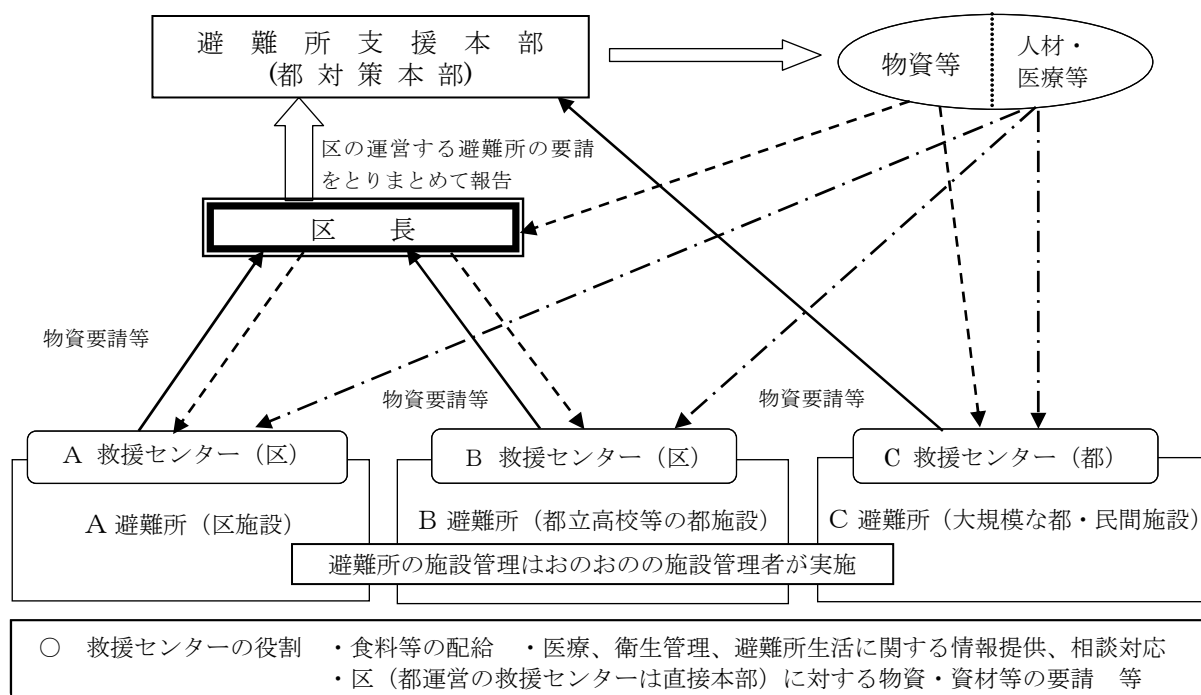


図 3-13 避難所支援本部・救援センターの役割

イ 応急仮設住宅等の設置、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合等において、都が設置する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用する。また、緊急時には、区における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

イ 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能、又は困難になった場合、区は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産**ア 医療に関する情報提供**

区は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

イ 被災者への医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

区は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- (ア) 医薬品、医療資材の補充
- (イ) 都医療救護班の派遣
- (ウ) 都医師会等に対する派遣要請
- (エ) その他広域的な応援要請

ウ 患者の搬送

区は、都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。

- (ア) 東京消防庁（消防署）に対する搬送要請
- (イ) 区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- (ウ) 都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

区は、警視庁、東京消防庁が中心となっていく被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

区は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。また、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

区は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告するとともに、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。

(9) 行方不明者の搜索及び遺体の取扱い

区は、警視庁、東京消防庁が中心となつて行う行方不明者の搜索に協力するとともに、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。

また、区は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し^(*) これらを除去する。

^(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

第7章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

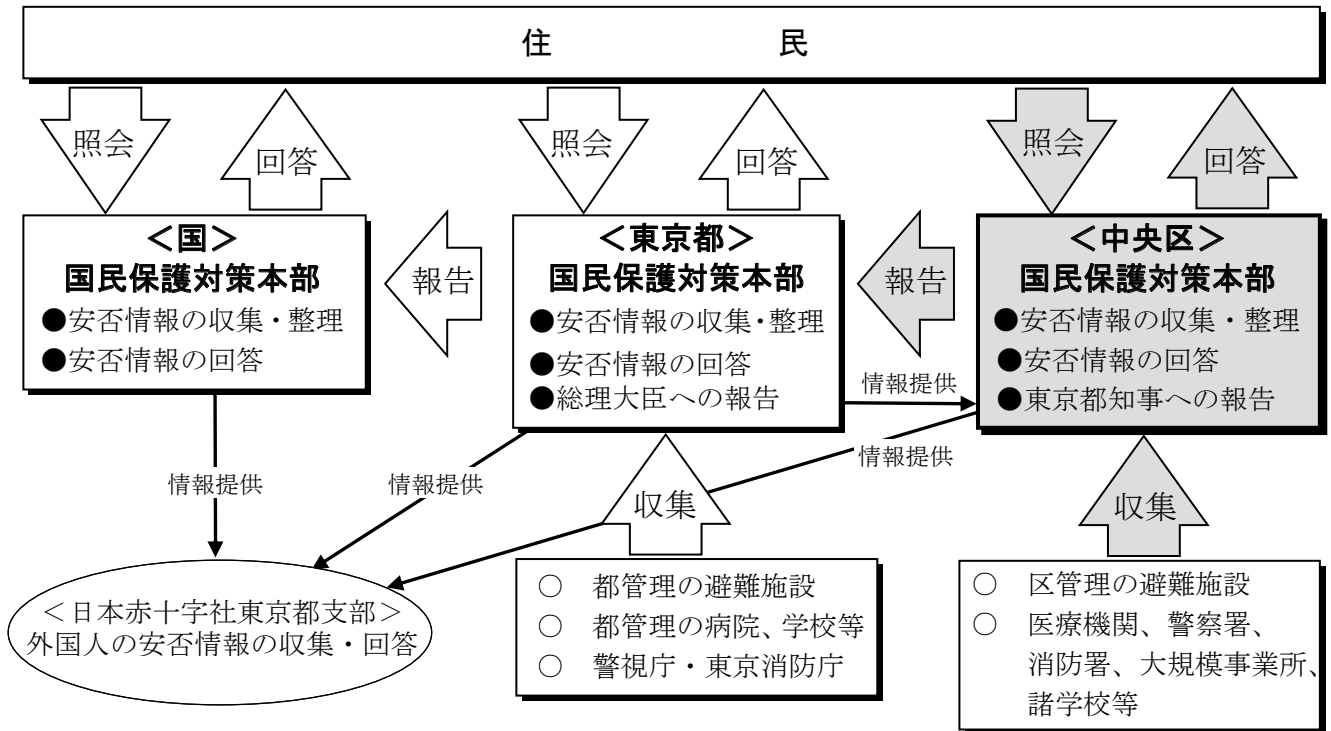


図 3-14 安否情報の収集体制（再掲）

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関等の関係機関から、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

《収集の役割分担》

- ア 区・・・・・・・・区が管理する避難施設、区の施設（学校等）
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- イ 都・・・・・・・・都が管理する避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

資料編 表3・4 安否情報収集様式第1・2号（P.125,126）

(2) 安否情報収集への協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 都に対する報告

区は、都への報告にあたっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）へ入力を行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合等、これらの方法によることができない場合は、口頭や電話等での報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ア 区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- イ 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合等、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付ける。

資料編 表5 安否情報収集様式第4号（P.127）

(2) 照会者の本人確認

- ア 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。
- イ 区は、口頭や電話、電子メール等による安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ア 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、
（2）により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- イ 区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- ウ 区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編 表6 安否情報収集様式第5号（P.128）

(4) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供するとともに、3 (3)・(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処**第1 武力攻撃災害への対処**

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方**(1) 武力攻撃災害への対処**

区は、国や都等の関係機関と協力して、区内における武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合等、区長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処にあたる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

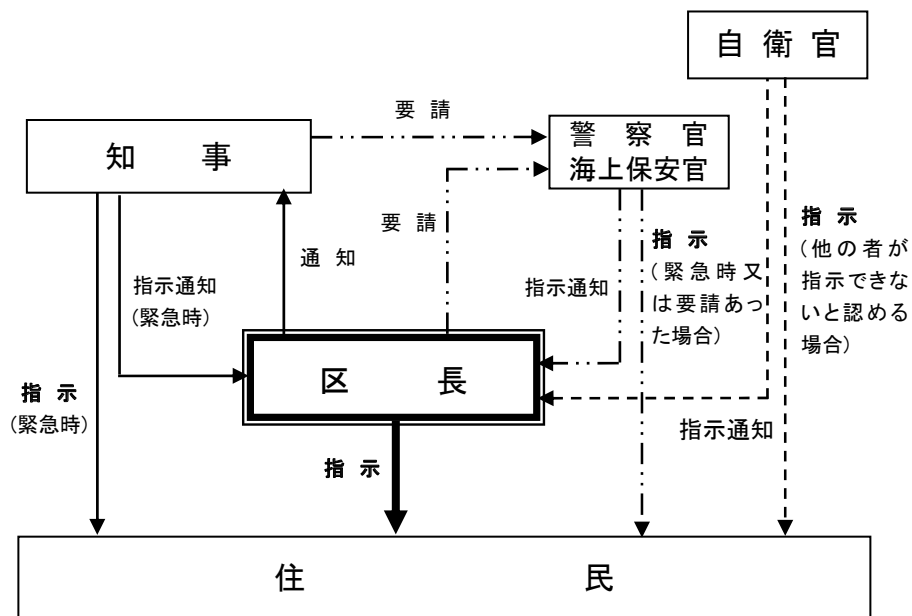


図 3-15 退避の指示の概要

(1) 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。^(*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

^(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、区長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

《退避の指示（例）》

〔「〇〇町×丁目、△△町□丁目」地区の住民については、◆◆地区の▽▽（一時）避難場所へ退避すること。〕

ア 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

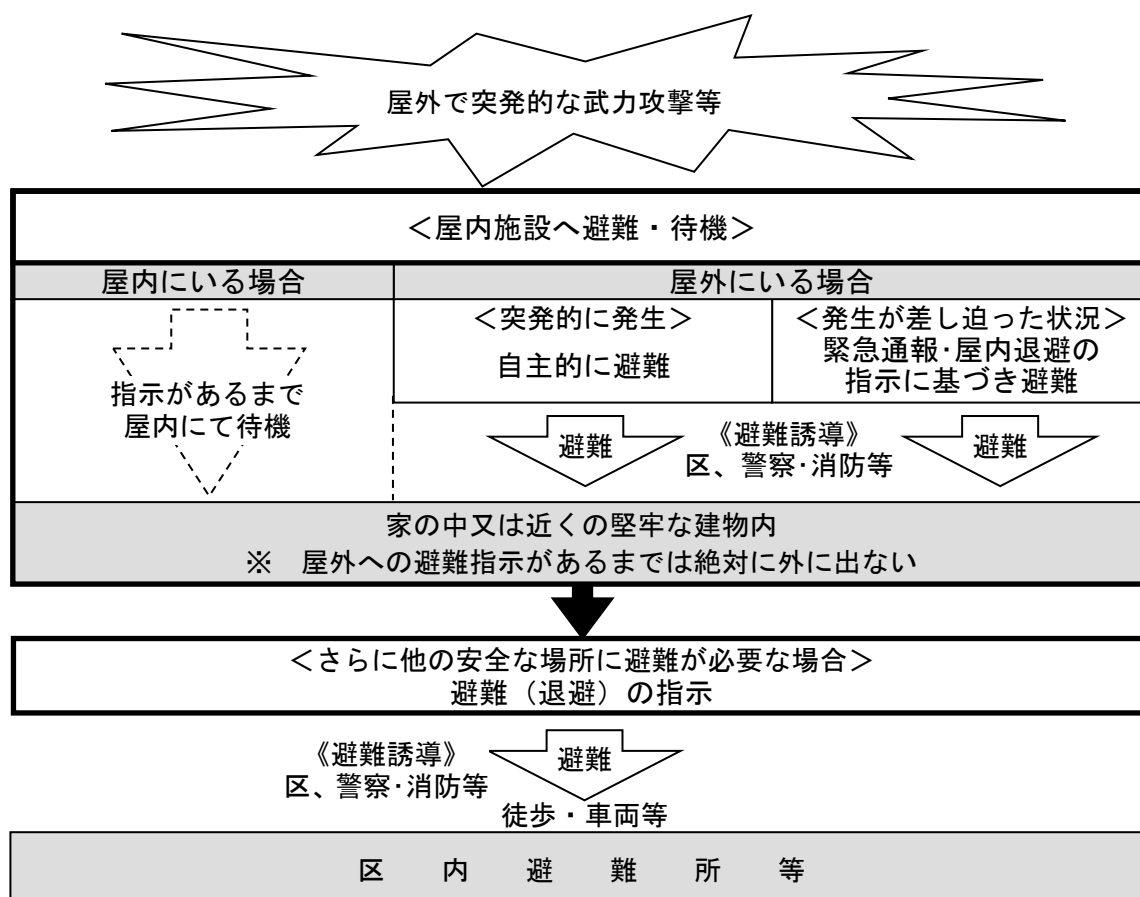


図 3-16 屋内退避のイメージ

《屋内退避の指示（例）》

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街等、屋内に一時退避すること。

イ 屋外への退避の指示

区長は、住民等が屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合等に行うものとする。

- 駅や大規模集客施設、地下街等の施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

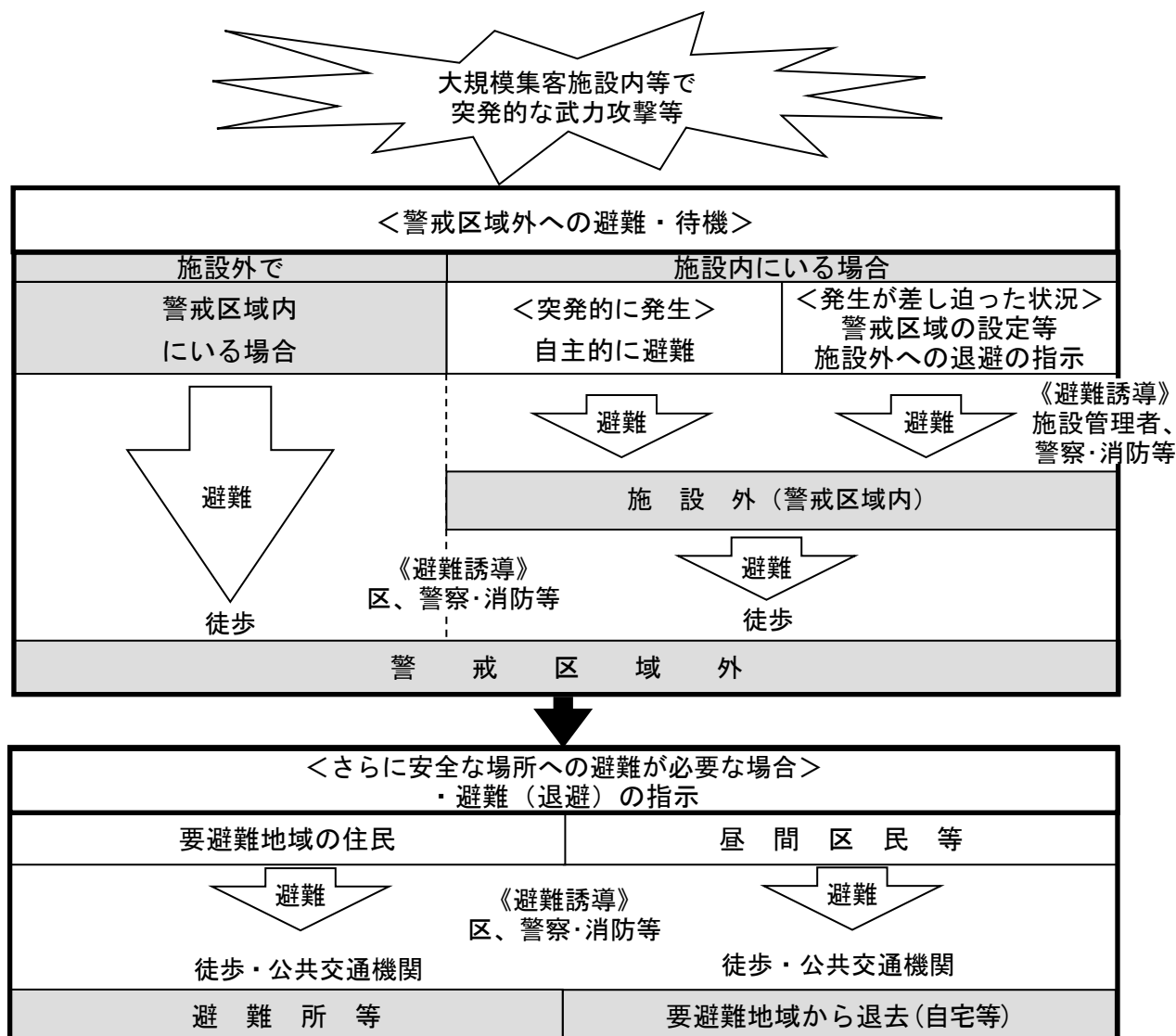


図 3-17 屋外退避のイメージ

《屋外退避の指示（例）》

〔 ○○駅構内にいる者は、△▼△▼の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。 〕

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 区長は、退避の指示を行ったときは、区防災行政無線、広報車両等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡し、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

また、退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 区長は、退避の指示を住民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないように国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、海上保安部等及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 区の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるように緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 区長は、退避の指示を行う区の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定**(1) 警戒区域の設定**

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、海上保安部等及び自衛隊からの

助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 区長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車両等を活用して住民に広報・周知するとともに、放送事業者に対して、その内容を連絡する。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、海上保安部等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは保管）

4 消防に関する措置等

(1) 区が行う措置

区長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、都国民保護計画において定めている。

- ア 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- イ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- エ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。
なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- オ 消火、救助・救急活動は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で行う。
また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄のもとに行動する。

(3) 医療機関との連携

区長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(4) 安全の確保

- ア 区長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ その際、区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医

療機関、海上保安部等及び自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資器材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄のもとに、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動するものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

区は、生活関連等施設等の特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組を促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全の確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部等及びその他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

区長は、危険物質等（毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うもの

に限る。)を同法第4条第1項の登録を受けた者(区長が登録を行う者に限る。)が取り扱うものに限る。(以下同様とする。))に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、その取扱者に対し、下記に掲げる武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

また、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る下記イ及びウの措置については、東京消防庁が行うこととなる。

なお、避難住民の運送等の措置において当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

《措 置》

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※ 消防法第2条第7項の危険物に係るアの措置については、同法に基づき東京消防庁が実施

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は、(1)に掲げるアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C攻撃による災害への対処等

区は、N B C攻撃による災害への対処について、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 応急措置の実施

区長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資器材等により対応可能な範囲内で警視庁(警察署)、

東京消防庁（消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊及び医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資器材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに都へ報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

区は、措置にあたる要員に防護服を着用させ、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行うとともに、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

区の国民保護指令部は、生物剤を用いた攻撃の特殊性^(*)に留意し、生物

(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害状況等の把握方法とは異なる点にかんがみ、国民保護保健所部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(3) 化学剤による攻撃の場合

区は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集等の活動を行う。

5 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

表 3-12 国民保護法第108条第1項に基づく措置

法108条第1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具 その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具 その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

表 3-13 国民保護法施行令第31条第1項に基づく通知事項

1号	当該措置を講ずる旨
2号	当該措置を講ずる理由
3号	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 (上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、 当該措置の対象となる建物又は場所)
4号	当該措置を講ずる時期
5号	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

区長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

- 1 区は、電話、区防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 区は、情報収集にあたっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、東京海上保安部等との連絡を密にする。
- 3 区は、収集した被災情報の第一報を、都^(*)に対し様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

- 4 区は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について様式（資料編 表7）を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合等、区長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

資料編 表7 被災情報の報告様式（P.129）

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は区の要請に基づき、支援及び補完を行う。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

区は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 環境衛生の確保

区は避難先地域における飲料水の安全等環境衛生の確保のため、都と協力し、環境衛生指導班による水の消毒の確認や避難所の環境整備のための措置を実施する。

(4) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等を防止するため、都と協力し、食品衛生指導班を編成するなどして、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 区は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 区は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 区は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」（平成27年3月特別区清掃主管部長会）に基づき処理を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等において、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 租税等の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期限の延長並びに区税の減免及び徴収猶予の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

河川管理施設及び道路等の管理者として、区は、当該公共的施設を適切に管理する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修等、応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

表 4-1 復旧・復興における区・各機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
都	○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都のライフライン施設の復旧 ○ 都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
警視庁	○ 犯罪の予防、社会秩序の維持
東京消防庁	○ 消防相談に関すること ○ 火災予防に関すること
区	○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都市、住宅、暮らし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
指定公共機関	○ ライフライン施設の復旧
指定地方公共機関	○ ライフライン施設の復旧

1 基本的考え方

(1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資器材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路・河川等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置、その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って都と連携して実施する。

2 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により、原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

区は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）等の武力攻撃事態への対処に準じて行う。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「発生時の対処」等に関して、特に必要な事項を記載する。

■ 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

■ 想定される事態類型

表 5-1 緊急対処事態として想定される事態類型

事 態 類 型	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

■ 共通する特徴

- ・ 非国家組織等による攻撃
- ・ 突発的な事案発生
- ・ 発生当初は事故との判別が困難
- ・ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

■ 区緊急処理事態対策本部（以下、本編において「区対策本部」という。）
設置指定前における事案発生への対応

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全等を確保するため、区災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び区対策本部の設置要請等、緊急対応保護措置に準じた措置を行う。^(*)

第1章 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、区が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。

また、平素及びテロ等の発生時、区、区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対応する体制を構築する。

1 危機管理体制の充実

(1) 大規模集客施設等との連携

ア 区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、都が設置した「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成18年9月設置）」の取組を踏まえ、危機管理の強化やテロ等の危機情報の共有等を図る。

イ 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対応し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、区に所在する中央省庁、本社ビル、大規模集客施設、医療機関、養護施設、大学及び専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

(2) 「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制

区は「テロを許さない街づくり」の実現のため、「地域版パートナーシップ」を活用し、管轄警察署、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対応体制の整備等に取り組む。

^(*) 国民保護法に基づく緊急対応保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

(3) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

ア 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

イ 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

(4) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対応を重視する。

2 対応マニュアルの整備

(1) 大規模テロ等発生時の対応マニュアル等の整備

区は、都が作成する「東京都大規模テロ等対応マニュアル（仮称）」及び区の特性を踏まえ、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対応の手順を明らかにしたマニュアル等の整備に努める。

(2) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対応マニュアルの整備促進

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して区等が作成する各種対応マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対応マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

区は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各

機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

区は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

【備蓄又は調達する資材の例】

防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計、
除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液 等

6 訓練等の実施

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

7 住民・昼間区民への啓発

区は、テロ等の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、区外からの通勤者・観光客等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等を見つけた場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第2章 平時における警戒

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握・活用

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努めるとともに、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

区は、区災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等（必要に応じて区に所在する中央省庁・本社ビル等を含む。）に対して警戒対応の強化を要請する。また、都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」（平成18年決定）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。

第3章 発生時の対応

区は、大規模テロ等が発生した場合、国による区対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対応等の初動対応に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定や区対策本部の設置指定が行われていない段階では、区災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対応するなどにより緊急対応保護措置に準じた措置を行う。

1 区対策本部の設置指定が行われている場合

区は、政府による緊急処理事態の認定及び区対策本部の設置指定が行われている場合、区対策本部を設置し、緊急対応保護措置を行うとともに、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対応保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて区緊急処理事態現地対策本部等を設置する。

また国の現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会^(*)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対応保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

^(*) 国の現地対策本部長は、緊急対応保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対応保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急処理事態対策本部等による緊急処理事態合同対策本部を開催するものとされている。

2 区対策本部の設置指定が行われていない場合

区は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力のもと、危機情報等を把握するとともに、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて区に所在する中央省庁・本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。

また、区は、区として迅速的確に対処するため、区災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び区対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

3 区災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

《区が設置する場合の参加要請先》

警察・消防・自衛隊等関係機関及び医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

ア 被災者の救援

区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させるなど二次災害防止に努める。

イ 被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

ウ 避難の指示・誘導

- (ア) 区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、住民等（必要に応じて区に所在する中央省庁・本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下街、地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するように、適切に指示する。

- (イ) 区は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携のもと、町会・自治会、学校及び事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

- (ウ) 派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

エ 警戒区域の設定・周知

- (ア) 区長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

- (イ) 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて区に所在する中央省庁、本社ビル、大規模集客施設及び医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

オ 警戒対応の継続・強化

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 区対策本部への移行

政府による事態認定及び区対策本部の設置指定が行われた場合、区長は、直ちに新たな体制に移行し、区災害対策本部等を廃止する。

《緊急処理事態における警報》

区長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に係る機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

区は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

- ア 可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。
- イ 危険物質積載船が爆破された場合、危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するとともに、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

- ア 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備
区は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。
- イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進
区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対処上の留意事項

- 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

- 爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

- ア 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備
区は、連絡会議等により関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、施設管理者に対し、対応マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

ウ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して、速やかに情報伝達を行えるよう防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対応上の留意事項

ア 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して、次の措置を要請する。

(ア) 警察等と連携した施設の警備強化

(イ) 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持

(ウ) 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

イ 区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

ア ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

イ ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

ウ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 災害医療体制の充実

区は、医療機関等と連携し、多数の被災者に対応できるように、災害医療体制の整備を促進する。

イ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して、速やかに情報伝達を行えるよう防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

ウ 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、区は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その区域外において、住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

イ 避難の指示

区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

ウ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において東京DMA Tが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

エ 汚染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

また、区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する避難住民等のスクリーニング、除染及び汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 災害医療体制の充実

区は、医療機関等と連携し、多数の被災者に対応できるように、災害医療体制の整備を促進する。

イ 隣接区との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、区は、隣接区との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

ウ 普及啓発

区は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

イ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において東京DMA Tが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

ウ 感染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行うとともに、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

(ア) 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限

(イ) 感染範囲の把握

(ウ) 消 毒

(エ) ワクチン接種

(オ) 健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

ア 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

イ 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、

当初は原因物質の特定が困難である。

ウ 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

(2) 平素の備え

ア 災害医療体制の充実

区は、医療機関等と連携し、多数の被災者に対応できるように、災害医療体制の整備を促進する。

イ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して、速やかに情報伝達を行えるよう防災行政無線や広報車両等の充実に努める。

また、サリン等の化学剤テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、盗難等に関する情報を入手したときは「サリン等による人身被害の防止に関する法律」（サリン等防止法）に基づき、警察・消防等に報告する。

(3) 対応上の留意事項

ア 初動対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

イ 避難の指示

区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

ウ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において東京DMA Tが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

エ 汚染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

また、区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

- ア 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- イ 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して、速やかに情報伝達を行えるよう防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対応上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して、次の措置を要請する。

- ア 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- イ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

資 料 編

表1 関係機関の連絡先

機 関 名	住 所	電 話 番 号	防災無線呼出
中 央 区	中央区築地 1-1-1	3543-0211	100・101
建設局第一建設事務所	中央区明石町 2-4	3542-1471	912
港湾局東京港建設事務所	港区港南 3-9-56	3521-3013	—
水道局中央支所	千代田区内神田 2-1-12	3256-6186	910
下水道局中部下水道事務所	千代田区大手町 2-6-2	3270-8317	911
交通局馬喰駅務管理所	中央区日本橋横山町 4-13	3661-4561	909**1
警視庁第一方面本部	千代田区霞ヶ関 2-1-1	3581-4321	—
中央警察署	中央区日本橋兜町 14-2	5651-0110	904
久松警察署	中央区日本橋久松町 8-1	3661-0110	903
築地警察署	中央区築地 1-6-1	3543-0110	901
月島警察署	中央区晴海 3-16-14	3534-0110	902
東京湾岸警察署	江東区青海 2-7-1	3458-0110	—
東京消防庁第一消防方面本部	千代田区麴町 1-12	3222-0119	—
京橋消防署	中央区京橋 3-14-1	3564-0119	905
日本橋消防署	中央区日本橋兜町 14-12	3666-0119	906
臨港消防署	中央区晴海 5-1-27	3534-0119	907
陸上自衛隊第1師団 第1普通科連隊	練馬区北町 4-1-1	3933-1161	—
海上保安庁東京海上保安部	江東区青海 2-7-11	5564-2021	—
晴海郵便局	中央区晴海 4-6-26	5546-1140	—
日本橋郵便局	中央区日本橋 1-18-1	3277-6806	—
銀座郵便局	中央区銀座 8-20-26	3542-2871	—
株式会社NTT東日本一 東 京	港区白金台 3-14-6	3519-9071	913
首都高速道路株式会 社 東 京 西 局	千代田区平河町 2-16-3	3264-8283 (夜間・休日) 3264-8205	—
東日本旅客鉄道株式会 社 東 京 支 社	北区東田端 2-20-68	5692-6054	914**1
東京ガス株式会社中央支店	目黒区目黒 3-1-3	3711-5137	909
東京電力株式会社銀座支社	港区芝公園 2-2-4	6374-3886	916
中央区医師会	中央区勝どき 1-6-7	3531-1048	409
日本橋医師会	中央区日本橋久松町 1-2	3666-0682	411**1
京橋歯科医師会	中央区銀座 1-25-3	3538-2700	410**1
日本橋歯科医師会	中央区日本橋久松町 1-2	3661-1565	—
京橋薬剤師会	中央区銀座 1-25-3	3567-5386	410**2
日本橋薬剤師会	中央区日本橋久松町 1-2	3666-6554	412**3
東京地下鉄株式会 社 銀 座 駅 務 管 区	中央区銀座 4-1-2	3561-4478	917**1

表2 中央区の人口

	世 帯 数	総数(人口)	男(人口)	女(人口)	昼 間 人 口
八 重 洲	75	114	63	51	23,018
京 橋	251	335	180	155	30,753
銀 座	2,388	3,541	1,650	1,891	107,578
新 富	1,282	1,973	944	1,029	7,934
入 船	1,579	2,347	1,105	1,242	6,434
湊	2,956	5,046	2,356	2,690	5,235
明 石 町	1,802	2,978	1,287	1,691	10,058
築 地	5,066	7,981	3,697	4,284	47,751
浜 離 宮 庭 園	2	4	2	2	25
八 丁 堀	2,101	3,301	1,617	1,684	22,304
新 川	4,687	7,449	3,718	3,731	30,007
日 本 橋 本 石 町	60	110	53	57	8,509
日 本 橋 室 町	186	309	153	156	25,315
日 本 橋 本 町	759	1,054	536	518	25,006
日 本 橋 小 舟 町	510	841	428	413	5,702
日 本 橋 小 伝 馬 町	556	917	468	449	7,875
日 本 橋 大 伝 馬 町	806	1,337	674	663	7,415
日 本 橋 堀 留 町	1,640	2,462	1,187	1,275	8,398
日 本 橋 富 沢 町	639	1,001	460	541	5,816
日 本 橋 人 形 町	2,822	4,834	2,179	2,655	15,589
日 本 橋 小 網 町	778	1,183	583	600	7,738
日 本 橋 蛸 殻 町	3,048	4,989	2,264	2,725	10,170
日 本 橋 箱 崎 町	2,021	3,389	1,616	1,773	17,611
日 本 橋 馬 喰 町	976	1,408	706	702	6,785
日 本 橋 横 山 町	416	769	385	384	6,702
東 日 本 橋	2,926	4,719	2,242	2,477	12,629
日 本 橋 久 松 町	360	617	300	317	3,918
日 本 橋 浜 町	5,500	9,588	4,379	5,209	17,466
日 本 橋 中 洲	1,351	2,378	1,078	1,300	1,003
日 本 橋	224	342	175	167	45,190
日 本 橋 茅 場 町	793	1,236	604	632	16,579
日 本 橋 兜 町	512	654	361	293	8,166
佃	7,116	13,959	6,561	7,398	6,080
月 島	8,463	15,132	7,278	7,854	8,337
勝 ど き	12,080	23,493	11,379	12,114	13,748
豊 海 町	761	1,538	829	709	1,549
晴 海	4,565	9,667	4,670	4,997	21,532
区 全 体	82,057	142,995	68,167	74,828	605,925

(平成 28 年 1 月 1 日現在 ※ 昼間人口は平成 22 年国勢調査による。)

表3 安否情報収集様式第1号

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷 非 該 当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回 答 を 希 望 し ない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回 答 を 希 望 し ない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同 意 す る 同 意 し ない
※ 備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記によりご記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

表4 安否情報収集様式第2号

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所 （ 郵 便 番 号 を 含 む 。 ）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
⑧ 死 亡 の 日 時 、 場 所 及 び 状 況	
⑨ 遺 体 が 安 置 さ れ て い る 場 所	
⑩ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑪ ① ～ ⑩ を 親 族 ・ 同 居 者 ・ 知 人 以 外 の 者 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答 す る こ と へ の 同 意	同 意 す る 同 意 し な い
※ 備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記によりご記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪ の 同 意 回 答 者 名		連 絡 先	
同 意 回 答 者 住 所		続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

表5 安否情報収集様式第4号

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
(あて先) 中 央 区 長		
申 請 者		
住所 (居所)		
氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

表6 安否情報収集様式第5号

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
中 央 区 長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

表7 被災情報の報告様式

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
中 央 区

1 武力攻撃災害が発生した日時・場所（又は地域）

- (1) 発生日時 平 成 年 月 日 時 分 頃
(2) 発生場所 中央区 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
		重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死 亡 年 月 日	性別	年齢	概 況

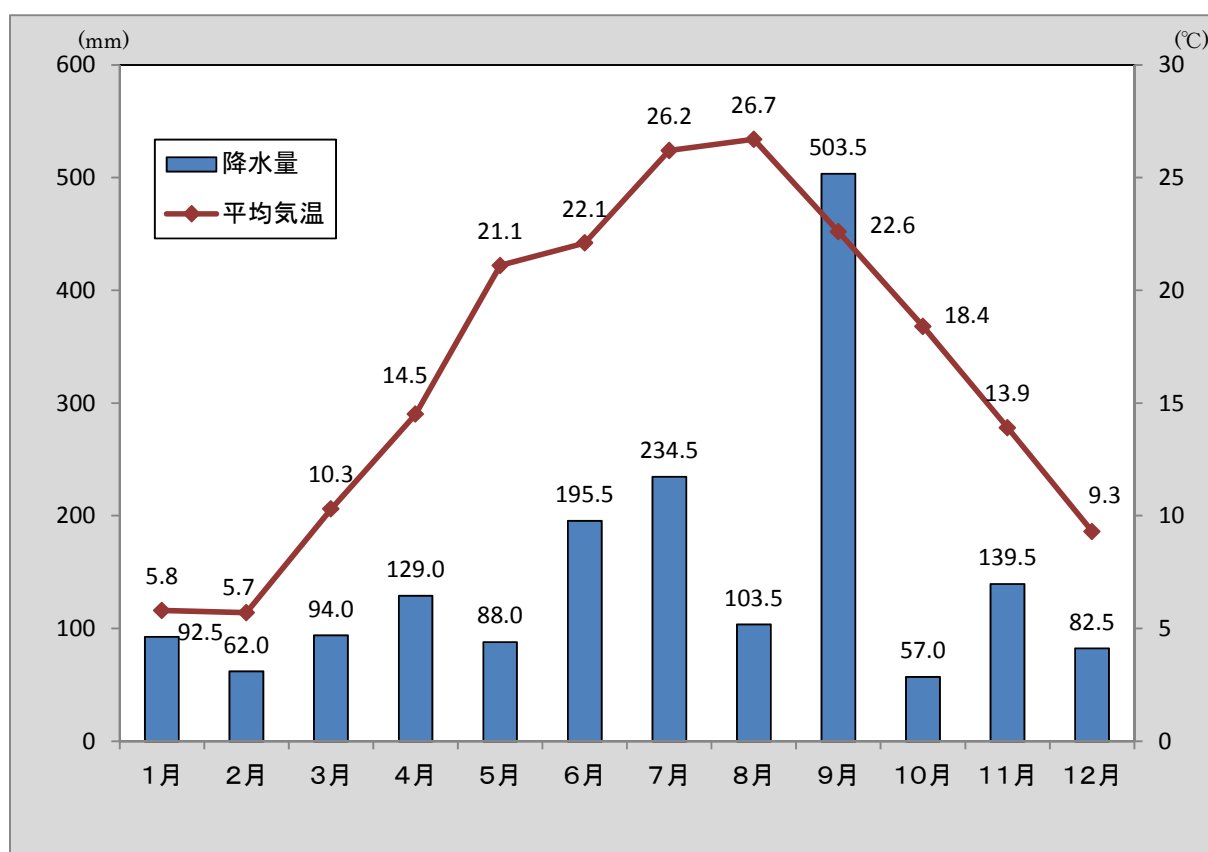


図1 中央区の気候(平成27年) ※気象庁ホームページ「気象データ 観測地：東京」

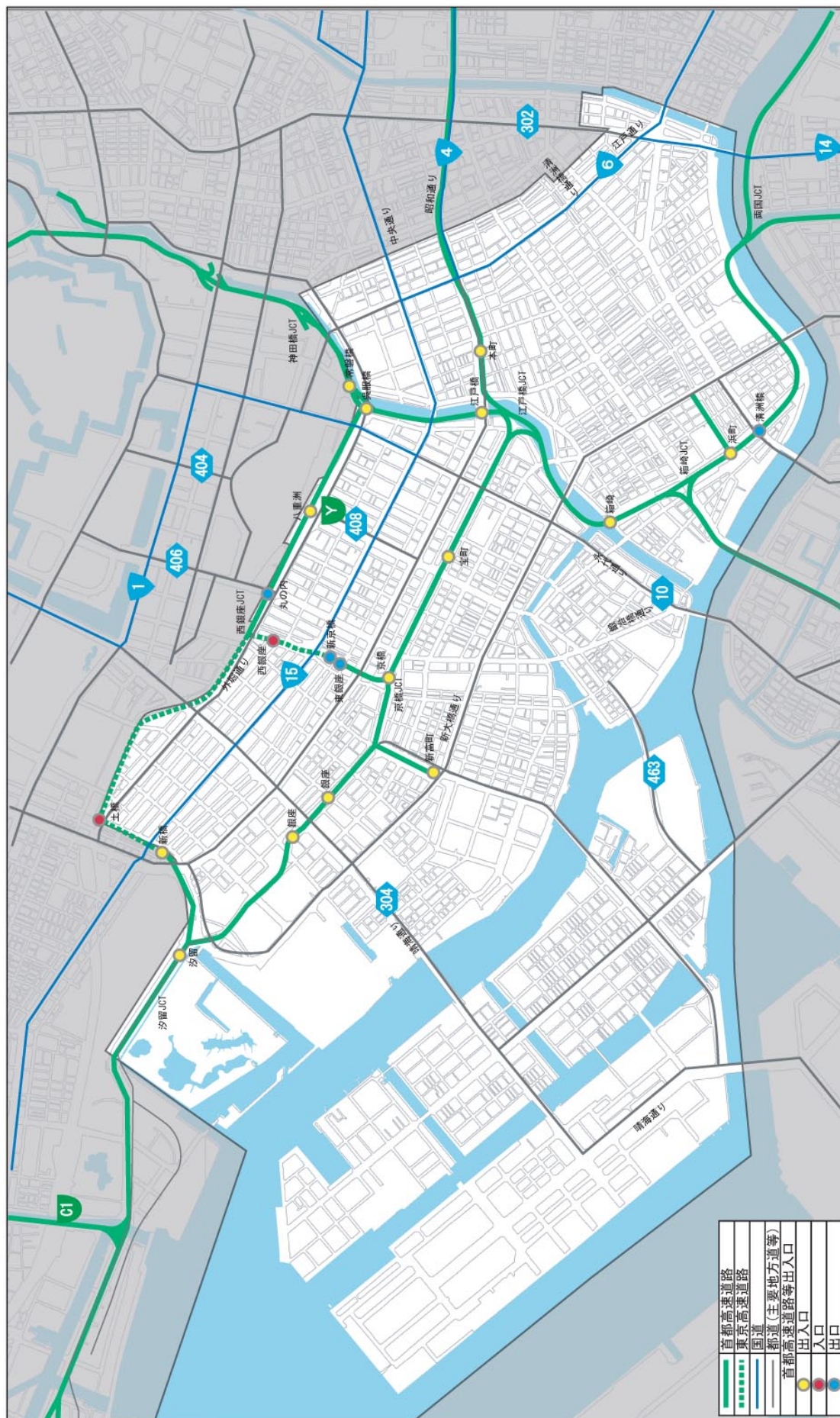


図2 中央区の道路



図3 中央区の鉄道

参考 1

中央区国民保護対策本部及び中央区緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 31 日

条 例 第 12 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、中央区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び中央区緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職 員)

第 2 条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、区規則で定める職員を置く。

(組 織)

第 3 条 保護本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

(職 務)

第 4 条 本部長は、保護本部の事務を総括し、保護本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

5 その他の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会 議)

第 5 条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護現地対策本部)

第 6 条 法第 28 条第 8 項の規定により国民保護現地対策本部を設置したときは、これに国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(準 用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、緊急対処事態本部について準用する。

(委 任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、保護本部及び緊急対処事態本部に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考2

中央区国民保護協議会条例

平成18年3月31日条例第11号

改正 平成19年3月22日条例第3号

平成24年12月5日条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、中央区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数等)

第2条 協議会の委員の定数は、60人以内とする。

2 会長は、法第40条第6項の専門委員を、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任することができる。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第5条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事の総数は、50人以内とする。

(部会)

第7条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(委員の報酬)

第8条 委員には、別表に定める額の報酬を支給する。

2 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月10日までに支給する。

(委員の費用弁償)

第9条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が職務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として一日につき2,500円を支給する。

第10条 委員が招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償として一日につき2,500円を支給する。ただし、当該日について前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及

び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。

(支給方法)

第 1 1 条 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。

(委任)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 3 月 2 2 日 条例第 3 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (平成 2 4 年 1 2 月 5 日 条例第 4 1 号)

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 8 条 1 第 1 0 条 関係)

報酬の額	費用弁償の額
日額 1 3, 0 0 0 円	中央区長等の給料等に関する条例 (昭和 4 8 年 1 2 月 中央区条例第 2 7 号) に規定する副区長相当額

参考 3

武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府告示第 229 号）

〔平成 27 年 4 月 1 日現在〕

根拠法令	救援の種類			対 象	費用の限度額		備 考				
Ⅰ	収容施設の供与	避難所	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季(10－3月) 別に定める額を加算した額		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算				
			長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	1 規格 1戸当たり 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,621,000円以内 3 設置費 (基本額) 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季(10－3月) 別に定める額を加算した額		1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可 (規模、費用は別に定める。) 3 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可				
		応急仮設住宅	避難指示解除後、又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 規格 1戸当たり 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,621,000円以内		1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可 (規模、費用は別に定める。) 2 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可					
Ⅱ	炊き出しその他の食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事出来ない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日(3食)当たり 1,080円以内		1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による					
		飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費		水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用					
Ⅲ	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により1世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4－9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定			次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用品 ニ 光熱材料				
				世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上増すごとに算加	
				季別	夏	18,300円以内	23,500円以内	34,600円以内	41,500円以内	52,600円以内	7,700円以内
					冬	30,200円以内	39,200円以内	54,600円以内	63,800円以内	80,300円以内	11,000円以内

根拠法令		救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考
IV		医療の提供及び助産	医療 避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	○救護班における実施が原則 ○急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（マッサージ、はり等）における医療の実施可 ○次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
		助産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額	○次の範囲内での実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
V		被災者の捜索及び救出	避難指示解除後、又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械・器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
VI		埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際、死亡した者	1 体当たり 大人 208,700円以内 小人 167,000円以内	○死体の応急的処理程度の実施 ○原則として棺又は棺材の現物をもって実施 ○次の範囲内で実施 1 棺（附属品を含む。） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つぼ又は骨箱
VII		電話その他の通信設備の提供	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	○電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費
VIII	①	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後、又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	1 世帯当たり 567,000円以内	○居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して実施 ○現物をもって実施
	②	学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学生、高等学校等生徒	1 教科書代 ○小学校児童・中学生生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 ○高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 2 文房具費及び通学費用品費 小学校児童 1人当たり 4,200円 中学生生徒 1人当たり 4,500円 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円	○避難指示が長期間、解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ○小学校児童・中学生生徒 盲・聾・養護学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒 ○高等学校等生徒 高等学校（定時・通信制含む。）、中等教育学校後期課程、盲・聾・養護学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒

根拠法令		救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
Ⅷ	③	死 体 の 捜 索 及 び 処 理	死体の 捜索	避難指示解除後、又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のための機械・器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
			死体の 処理	武力攻撃災害の際死亡した者の、死体に関する処理（埋葬を除く。）	1 洗浄、縫合、消毒等 1体当たり 3,400円以内 2 一時保存 ○一時収容の既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 ※ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の慣行料金の額以内	○次の範囲で実施 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班において実施）
		武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	1 世帯当たり 134,300円以内	ロープ、スコープその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
		救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費			当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療及び助産 3 被災者捜索、救出 4 死体捜索、処理 5 救済用物資の整理配分

【 本基準は、物価水準の動向等を踏まえ毎年度見直される 】

- ※ 1 この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」（以下「基準告示」という。）において示されている内容を整理したものである。
- ※ 2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。
- ※ 3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別基準を定める。（基準告示第1条第2項）
- ※ 4 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。（基準告示第1条第3項）

【 参 考 】

国民保護法第75条（救援の実施）

第3項 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条（救援の程度、方法及び期間）

第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。

第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日（法第75条第1項ただし書の場合[緊急を要し指示を持たずに救援を実施した場合]にあっては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。

参考4

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正 平成27年9月16日総務省令第76号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第25条第2項及び第26条第4項(これらの規定を同令第52条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第25条第2項(令第52条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項(法第183条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第95条第1項(法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書の場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料

の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月16日総務省令第76号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(経過措置)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の4第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第5条及び第6条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一 第3条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条第3項第1号、第5条第1号、第9条第2号及び第11条第1号イ

二 第9条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第5条第1項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）及び第2項第1号（同条第3項及び第4項にお

いて準用する場合を含む。)、第41条第1項第1号(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)及び第2項第1号(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)、第75条第2項第1号及び第3項第1号並びに第76条第2項第1号及び第3項第1号

三 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

四 第11条の規定による改正後の統計法施行規則(以下この号において「新統計法施行規則」という。)第11条第2項第1号(新統計法施行規則第16条において準用する場合を含む。)

五 第12条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。)第5条第1項第1号イ(新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第11条第6項、第12条第1項及び第2項、第13条第3項、第14条第3項並びに第24条において準用する場合を含む。)

様式第1号(第1条関係)		資料編	表3
様式第2号(第1条関係)		資料編	表4
様式第3号(第2条関係)		〈P.139〉	
様式第4号(第3条関係)		資料編	表5
様式第5号(第4条関係)		資料編	表6

安否情報報廣告書

市町村名： _____ 担当者名： _____

[illegible]

日本工業規格 A 4 とする。

- 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

参考5

用 語 集

本計画で使用する主な用語等の意味は、次のとおり。

<あ行>

用 語	説 明
安 定 ヨ ウ 素 剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素のこと。 被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。
e - ラ - ニ - ン - グ	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システムのこと。 インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能である。
L G W A N (エルジーワン)	総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称で、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。国の府省間ネットワークである霞が関WANと相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。

<か行>

用 語	説 明
緊 急 消 防 援 助 隊	大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制のこと。
緊急情報ネットワーク シ ス テ ム (通称:エムネット)	LGWANを利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。
緊 急 対 処 事 態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

<さ行>

用 語	説 明
サ ー ベ イ ラ ン ス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況等を継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況等の情報収集、解析を継続的に行うこと。
災 害 拠 点 病 院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院をいい、中央区では、東京都により聖路加国際病院が指定されている。
指 定 行 政 機 関	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省 (国民保護法第2条第1項、武力攻撃事態対処法第2条第4号)
指 定 公 共 機 関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。 (国民保護法第2条第1項、武力攻撃事態対処法第2条第6号)
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。 (国民保護法第2条第1項、武力攻撃事態対処法第2条第5号)
指定地方公共機関	都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。 (国民保護法第2条第2項)
事 態 認 定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロ等の事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4条約）のこと。 武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称をいう。 日本は、1953年4月21日に加入した。 ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約
生 活 関 連 等 施 設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設等、国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のこと。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
-------------------	---

＜た行＞

用 語	説 明
対 処 基 本 方 針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと（緊急対処事態に至ったときに定める方針は、「緊急対処事態対処方針」という。）。
ダ ー テ ィ ボ ム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のこと。 核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
第 一 追 加 議 定 書	第２次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展等により、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。 これらは、１９７７年に作成されており、日本は２００４年８月３１日（２００５年２月２８日発効）に加入した。
東 京 Ｄ Ｍ Ａ Ｔ	大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害派遣チーム。
ト リ ア ー ジ	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

＜は行＞

用 語	説 明
武 力 攻 撃 事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武 力 攻 撃 予 測 事 態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
防災拠点運営委員会	避難所の運営だけでなく、防災拠点を核とする地域ぐるみの防災体制づくりを推進する組織のこと。 町会・自治会が主体となり、地元消防団や民生委員・事業所の参加と学校・区・警察・消防等、幅広い関係機関の参画を得て様々な角度から地域の防災上の課題を明らかにし、その対応策を具体的に検討して、防災行動力の一層の強化を図ることを目的としている。

防 災 区 民 組 織 (自 主 防 災 組 織)	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。 なお、中央区地域防災計画においては、町会や自治会等を主体に結成されている地域の防災活動を担う組織を「防災区民組織」と定義づけている。
放 射 性 ヨ ウ 素	質量数127以外のヨウ素は不安定で、一般にβ線とγ線を放出して他の元素に壊変する。このようなヨウ素を放射性ヨウ素という。 核分裂に伴い生成される主な放射性ヨウ素は、質量数131のもの（半減期8.06日）、133のもの（半減期20.8時間）、135のもの（半減期6.7時間）等がある。質量数131の放射性ヨウ素は医療用としても用いられ、甲状腺機能亢進症やある種の甲状腺ガンの治療に用いられる。

<や行>

用 語	説 明
要 配 慮 者	発災前の備え、発災時の避難行動、非難後の生活などの各段階において特に配慮の要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。

中央区国民保護計画

平成 19 年
平成 28 年

作成
変更

刊行物番号
28-034

平成 28 年 6 月発行

編集発行

中央区役所総務部危機管理課
中央区築地 1-1-1
電話 (3546) 5087

印刷所

株式会社 日精ピーアール